

平成 25 年 9 月 9 日（月曜日）

第 3 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 2 日 目）

平成25年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（17名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	高 橋 利 典 君	6 番	（欠番）
7 番	渋谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	阿 部 幸 夫 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	高 平 功 悦 君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊 谷 清 一 君
財 務 課 長	舘 山 滋 君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀 井 純 君
町民福祉課長	阿 部 利 夫 君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本 間 澄 江 君
産業観光課長	阿 部 礼 子 君
建 設 課 長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	安 部 新 也 君
水道事業所長	櫻 井 一 夫 君
危機管理監兼 環境防災班長	阿 部 祐 一 君

震災復興対策監	小 松 良 一 君
総務管理班長	太 田 雄 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 5 年 9 月 9 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 7 7 号 松島町子ども・子育て会議条例の制定について
- 〃 第 3 議案第 7 8 号 松島町観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 〃 第 4 議案第 7 9 号 松島町母子健康センター設置及び管理に関する条例の廃止について
- 〃 第 5 議案第 8 0 号 松島町公民館条例の一部改正について
- 〃 第 6 議案第 8 1 号 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について
- 〃 第 7 議案第 8 2 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第 8 3 号 松島町町税条例の一部改正について
- 〃 第 9 議案第 8 4 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 第 1 0 議案第 8 5 号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 第 1 1 議案第 8 6 号 平成 2 5 年度松島町町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 〃 第 1 2 議案第 8 7 号 平成 2 5 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 〃 第 1 3 議案第 8 8 号 平成 2 5 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 〃 第 1 4 議案第 8 9 号 平成 2 5 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 〃 第 1 5 議案第 9 0 号 平成 2 5 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 2 号) について

- Ⅱ 第 1 6 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 1 号）について
- Ⅱ 第 1 7 議案第 9 2 号 平成 2 5 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城—————です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、11番赤間 洵議員、12番太齋雅一議員を指名します。

日程第2 議案第77号 松島町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第77号松島町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。17番阿部議員。

○17番（阿部幸夫君） 1点についてお伺いいたします。

委員が10名以内となっておるところでございますが、基本理念を見ますとかなり大きな、構成員とかそういうものでかなり大きな分野にわたっているんで、10人以内でこれを審議といえますか、その辺は大丈夫なのかなと私自身は思っているんですけども、我が町はやっぱり決められたとおり10人以内で、その中の基本理念を全うすることができるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 第2条の会議は、委員を10人以内で組織するということになっております。これにつきましては、内容は子どもの保護者、そして事業に従事する者、そして学識経験、あと関心のある者ということで、その中で一応松島、これからの子育て支援の施策などを検討していただくうちに、やはり住民の意見というものを大切にしていきたいなというところで子どもの保護者、あと関心のある者のところから町民の意見などを吸い上げていきたいというふうに私は思っておりまして、一応10人で適当であるというふうに私は認識しております。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○17番（阿部幸夫君） その場合、もう1点は児童民生委員ですか、民生委員の児童の方々も入るような形になるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） はい、答弁。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 一応この委員は今案としては福祉課としては持っております。

この中ではやはり民生委員は、また民生児童委員というのは、また別なあれの視点で一部児童にかかわる部分ありますので、そちらはそちらで児童のいろんな育成にかかわってもらいたいというふうに考えを持っております。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○17番（阿部幸夫君） 私自身も心配性なんでしょうけれども、やはり10人以内というのは、もっともっと私は多くの意見を聞きながら、この子育て支援ですか、全うしてもらいたいなど思っておりますので、10人以内で問題ないという形であれば、その辺だけもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） やっぱり計画とかそういう審議する場合は、多くの意見を聞くというのは当然だと思います。ただ、こういう会議の中で松島町としては前例としてやっぱり10人以内で進めていくのがいいのかなと思います。

ただ、関係する方々の多くの意見を聞くということで今年度予算でも計上してましますけれども、皆さんの意見を聞くためにアンケート、それを進めていくという、広く意見を聞いて、あと集約でこの中で進めていくということで10人、10人以内ということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。1番緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 1番緑山です。1点だけお聞きしたいんですが、1回の答弁で結構です。

法律によってなんだろうかね、各自治体で条例を制定して会議を設置しろという国の本当のところのもくろみというのはどういうものなのか、どのように理解しておられるのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 国の施策についてで、よろしいでしょうか。（「本当のもくろみ」の声あり）

この会議においての内容につきましては、この間も説明申し上げましたが、既存の――既存

というか、今ある保育所、幼稚園、私立保育所も含めてなんですが、そういったところで改めて定数など定める場合は、この会議の意見を聞いて定めなさいと。そして、あと松島には該当ないんですが、地域型保育というのがあるんですね。これが小規模保育、小規模は20人以下の保育所を指すわけです。あと家庭的保育、あとは居宅型保育というふうなもので、そこも今度は市町村がその施設を認定、認可して、それでその定員を定めなさいということが主で、あとは一番大きい……。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 国そのもののもくろみというのは私たちはわかりませんが、この法律そのものをつくったのは、子どもの良質な育成の環境を充実させるためということが第一前提だと思います。あと、子どもの家庭教育とそういうのを社会全体で支えましょうというのが基本的な、もくろみということではなくて目的でこういう支援法ができた。それに沿って松島町でもつくっていくということで、もくろみということは、そもそも私はわかりません。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 結局いろんな保育施設を、自治体できちんと管理するための法整備をしようということなんじゃないかな。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国としても子育てとか、子育て支援ですね、そういったものについては常々やはりいろいろ工夫とかしてるんだろと思うんです。これまでのいろんな施策とかを一応チェックしながら、今度新しい施策、そしてそれを立てていくと。それを今度は自治体等の絡みの中で自治体にある程度裁量権を持たせるというようなことで、新たな事業とかをイメージしてるらしいんですよ。というふうに私は解釈したんですが、それを実現するためにこういった組織というかそういったものを、ちょっとこれまでとちょっとニュアンスの違ったものをつくっていくというような流れなのかなというふうに私は理解してます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります、まず最初に、今までにあったのかどうかわかりませんが、執行機関の附属機関として合議制の機関を設置するというふうなことになってるわけですが、こういうふうな機関が今まであったのかどうか、1つです。

それから、この合議制の附属機関というのはどんな権限を付与されているのか。今まで随分いろんな審議会だの調査会だのいろんなのを町で持ってるわけですが、それとは全く

違った、もっと高度な機関になるわけだと思うんでありますが、いかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この位置づけにつきましては、確かに今おっしゃるとおり附属機関の合議制の会議というふうなものでございまして、これまでその会議の設置があったのかどうかということになりますとちょっとそこまでは、ほかの委員会ちょっと見てないんですが、防災会議条例とかそういったものが合議制なのかなというふうには私感じてるんですが、それで今回設置されるこの役割といたしましては、ただ単にこれから町の施策を計画するだけではなくて、一応それを検証しながら毎年毎年講評を加えるというものであるというふうな、そのような合議制の会議というふうに理解はしてます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 課長のところで一番はっきりしなければですね、課長のところがやるわけですから、町長だの副町長やるわけでないんで、合議制の執行機関の附属機関というのは地方自治法の138条の4にあるわけでありまして、こいつは法律で設置をしなければならないと、行政の附属機関としてやるときには法律で定めなければならないと、そうでない機関は附属機関にならないんだと、こいにいってるわけでありまして。課長ね、いいですか。

そうしてきますと、こいつは基本的には地方公共団体の執行機関、附属機関ですね、執行機関ではないわけでありまして、予算の執行権を持たないわけでありまして、それに準ずる、ここで決めたのは町長がやらなければならない。附属機関でありますから、附属機関で決定したのはやらなければならないわけです。いいですか。だから今までと考え方を異にしなければならないと、こう思うわけでありまして、そういう考えはお持ちですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この会議の私の位置づけの見解といたしましては、一応ある程度町長から諮問をして、一応その答申を受けて、それを政策などに反映させるというふうな会議のあり方だなというふうなもので認識はしてるところでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だからね、附属機関というのはこういうのだというふうな基本的なものがないんですかと聞いてるわけですよ。いいですか。執行権はないけれども基本的なものに対してですね、こいなことを言ってんですよ。こいつは法律の定めるところによらなければならないものであるから、結局カッコの法律の根拠があることを必要とするんだよと、制定する、これらの委員会の制定する規則とか規定は法律に基づくものでなければならないんだ

よと、だから法律によってつくられる会議だよと、だからそうすると執行機関ではないけれどもそういうふうな権限を持った機関なんだよと、こいに言ってるわけですよ。そのところ一番最初に課長理解してないとですね、ここのところ、我々もらった資料にもあるわけですが、地方自治法の138条の4に基づくものですよと、こいに言ってるわけですよ。この会議はね。そういうふう言ってるわけでしょう。この資料、もらった資料からいって。だからそういうふうなものを熟知しなければ、この委員会なんていうのは適当なもの、今までの委員会と同じになってしまうんですよ。町長諮問してですね、執行部が出した書類、ああいい、ああいいといって終わりと、そいづがこの会議なんだよと、こういうふうにならないようにしなければならない。法律に基づく機関でありますから。いいですか。そういうふうなことを課長は頭にして本気になって仕事をしてもらわなければならない、こういうふうに思うわけであります。

そこでですね、基本的なことはそんなところで理解をしてもらう、もらわなきゃないし、今から勉強してもらわなきゃないと思うんでありますが、この2条の10人以内で組織すると、ひな型は示さないというんでありますが、おらほにもあるように子どもの保護者、それから事業主を代表する者、こいなこともここに書かっているわけであります。労働者を代表する者、ここらは抜けてるわけですね。うちのほうのやつは。だから何で抜けんのやと。いいですか。法律に基づいてこの会議を持つんだよと、そこにはこういうふうな人たちも入れて、そして基本的な考え方を聞いて、そしてやらなければならないんだよと。今までの委員会とは違うんだよと、こう言ってるわけです。いいですか。だからそこでなぜ抜いたのやと、こういうふうなことです。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この条例の資料の2ページの上にQ & Aということであるんですが、中ごろですね、地方版子ども・子育て会議は国の子ども・子育て会議の同様の構成にしなければならないのか、ひな型等示す必要はないのかということで、あくまでも国のほうではそういった事業主、労働者を代表するという者を確かにうたっている会議の内容になっております。これは、あと地方版については、こうした構成を参考にしながらバランスよく幅広い関係者を集めてくださいということで、そのような考えの中から私たちは子育てに関連、関係する人たちを集めて幅広い意見を聞きたいというものでこういったことを制定させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 答えわからないんでありますが、それでね、この会議でやるのは教育・保育施設の利用定員の設定に関すること、それから子ども・子育て支援事業計画に関すること、それから子ども・子育て支援に関する施策の推進、実施状況の調査審議に関すること、それら実情を踏まえた計画の策定推進を行う上で重要だと、こいに言ってるわけでありまして。そういうふうなことをやらなければならないんですよ。この会議は。役場から資料出してやってですね、そして役場にいいようにつくったやつで、はいはいいいですか、いいですかっていうんではないんですよ。こいつ、今度。そうしたときに、まあここのところで「その他町長が必要と認めるもの」の中に入れるんだと思うんでありますが、そういうふうな人たちまで入れてですね、町長が必要でなく、議会にしてもこの条例を通すわけですから、そのときにそういうふうな者まで必要なんだということを明記しなければですね、こいつ通してしまったら町長好きな、まあ好きになって大変失礼な言い方なんですけど、自分の意のままに動くような人たちだけ入れてしまっただけで執行部が出してくると。今までの観光の基本計画とかいろんな基本計画ありますね。こいつは附属機関の設置をされたものが審議したやつではないんですよ。今度のはそういうふうな法律に基づく附属機関ですから、そうしたときにそういうものも入れていかなければならないのではないかなと、こう思うわけでありまして、これをつくったときに、どういうふうな考えでつくられたかですね。

○議長（櫻井公一君） 組織メンバー等の内容等も含めて答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この委員については、先ほど申し上げましたとおり幅広い町民の意見というものを取り入れたいと。

そして、またその事業主、労働者につきましては、ここについては私としては町長が必要と認める者というところで、ここで参画を考えていきたいというふうなところも持っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうするとなんですか、私ら提案をしたんですが、そういうふうなことも入れて町長が必要と認めるものの中にそういうふうな者も入るというふうな考え方でいいんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 町長が認めるものということで町長発言させていただきます。

この人数、それからメンバー等につきましては、基本的には国のひな型というのもありますけれども、松島町の規模、それから会議における意見交換の密度、そういったものを考えて

この人数とこのメンバー構成ということで決めた経過がございますけれども、今おっしゃられるように、細かいこういった範囲の人はどうなのかということでありますと出てくることが想定されるわけがございますので、そういう面についてはできるだけ町長の認める者という範囲の中で拾って、ご意見をいただきたいなというふうに思っています。

何せ尾口議員おっしゃるように任意の委員会というわけではございませんので、例えば都市計画審議会とか教育委員会とか、そういった行政、また行政政策上極めてオーソライズの程度の高い委員会だというふうに認識しておりますので、その中でご意見をしっかりといただくためにも、そのメンバー構成については的確な、皆さん方にご理解いただけるような、そういうメンバー構成にしていきたいというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それからですね、この会議の所管は町民福祉課だと、こいに書いてるわけではありますが、保育と教育、子育て支援、子ども事業支援、教育委員会の仕事がいっぱいあるわけですね。だからそういうふうなのは教育委員会と十分意見を交わして、そして組織として教育委員会は別な組織でありますから、そこらと合意に至ってこれを出されたのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この条例の制定に当たりましては、事前に事務局とも協議をさせていただいて、これから幼児教育、そして保育のあり方、将来に向けての子育てへの支援策というもので協議をさせていただいております。さらに教育委員会の会議の中でも事務局に説明をさせていただいております。さらに教育委員会の会議の中で、一応福祉課が窓口になりますが、教育委員会の中でもこの条例の制定について、一応ご理解をいただいと私は考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 行政組織規則でですね、児童福祉班には子育て支援がある、教育委員会の組織規則には幼児の就園に関する規則があると、こいなことでありますから、この条例を出すに当たって教育委員会をもたれて内容を吟味されたのかどうか。教育長ですね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、小池教育長。

○教育長（小池 満君） 過日、8月の定例会におきましてこの町民福祉課より提案のあった骨子を教育委員会の各委員に対して説明をいたしました。そのことに基づいて議会の議決をいただいた段階で、さらに精査を教育委員会の中でする必要が出てくるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 事務局が町民福祉でありますので、その会議を主催するときには教育委員会も入れてしないと本当の子ども・子育てに関する会議が成功しないだろうと、こういうふうと思うわけで、その辺は十分にお考えをいただきたいと。

そして、最後になりますが、これは一般の委員と同じように、子ども・子育て会議、日額・会長は6,800円、委員は6,700円になってるわけでありましたが、この会議の重要性からいって、この報酬は安いのではないかと。3分や5分という会議はないんだと思うんですが、挨拶だけで3分ぐらいすっから、余り長い会議をもたないで、ちょこっとした会議しても6,800円出ると、こういうふうな会議もかなりあるわけです。中にですね。これは法律に基づいて、そして組織として決定をして、そして行政側にさせなければならないと、こういうふうな任務を持つわけでありますから、さっきから言ってるようにですね。それからいきますと、この報酬は安いのではないかと思うわけでありましたが、その辺は吟味されたのかどうか。

○議長（櫻井公一君） 報酬について、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これを制定するに当たりましては、やはり役場全体の委員会、そういったいろんな報酬の該当される委員会を、やはり一応その部分では共通性をもたせたというのが私たちの内容になります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、入札監視委員会は3万円なんですよ。日額。非常勤特別職の費用弁償等に関する条例で報酬、入札監視委員会は日額3万円くれるんですよ。これはね、弁護士さんとかいろんな方々入れてるだと思ってるんですが、これだってだからそれに基づくような重要な会議だと思ってるんですよ。そうしますと、ただね、ずっと見たら松島町の皆、6,800円、6,700円がいいんだがらそんでいんだと、こいなことにはならないのではないかと、こう思って質問してるわけですよ。まあここ出されてですね、今、いやあ、じゃ引っ込めて1万円にしますよ、2万円にしますよというようなことは言えないんだと思ってるんですが、そういうふうな考え方も入れないと、単に委員を委嘱して終わってしまうと、こういうふうになるのでないかというふうな心配をしてるわけです。実のある委員会にしてもらわなきゃいけないわけです。会議にしてもらわなきゃいけないわけです。そのために委員の報酬というのは必要なんだと思うわけでお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 入札監視委員会は別にしても、松島町全体では尾口議員さんが言われ

た報酬ということでございます。

ただ、今回は地方自治法の138条の4項ということで附属機関の設置に関する規定、その中でやっているということで、執行機関が行政の執行を有するということですので、こちらは行政執行のために必要ないろんな意見を会議で出していただくということで非常に重要性があるということでもあります。

ただ、今後ですね、全体的なことを考えて、ほかの自治体では医師に関する方々、あと大学教授とか別にしているという考え方もあるんで、これはここの委員会もですけども、別なところの委員会での必要性も感じておりますので、今議論も、役場の中でもどうしたらいいかということで、大学教授も含めてそういう学識経験者をどうするかということで全体の中 devenir 早くにですね、そこは条例を改正という形で進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっとお尋ねいたします。

今年度と来年度で、2カ年でこの事業を、予算組みましたね。450万。それでことは調査業務というふうになりますね。今年度のこの資料を見ると調査、それで26年は計画策定業務、こう2カ年の計画が載っております。債務負担行為をするというようなことでありますが、この会議ですね、何回ぐらいの予定、中身、このように今議論されている中で、この調査、210万あるわけですけども、どのぐらいの会議の予定をなされる計画ですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今子育て支援事業計画というもので2カ年で作成するという内容になります。それで、平成25年度におきましては、まずニーズ調査を実施していくということでありますので、本年度、それ補正のほうに計上させていただいておりますが、2回を実施したいというふうに考えを持っております。25年度につきましては、そのニーズ調査とか、そういったのを踏まえまして、あと回数は決めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ニーズ調査ということになりますと、具体的にはどういうことになるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 主に幼稚園、小学校就学前の子ども親に対して、そしてあとまだ幼稚園・保育所に入っていない、その保護者に対してニーズ調査を行います。それで松島の保育所の一応ニーズ調査といいますか、そういった実際待機児童はいないわけなんです、

そういった将来の施設のそういったあり方とか、そういったものもちょっと調査していきたいなというふうに思っております。

そして——ちょっとお待ちください。一応計画の中で国で示されている必須という記載のニーズ調査があるんです。これは幼稚園、保育園、そして地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みを調査しなさいというものもあります。そして、あとその支援事業に対しての提供態勢、そしてその内容も調査しなさいということがあります。そして、あと今現在もやっているんですが、幼保一体化で子ども・子育て支援の推進というものは、実際行動計画の中で今までやってきてるわけですが、その方策なども、そのニーズ調査で今やってる事業、そういった調査ですね。事業に対しての、子育て支援事業に対してのそういうようなものを、ニーズ調査をしなさいということになります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） こういうのは条例ですから、そういうふうにして国のほうからこういうことをやりなさいというような指導があると思うんですね。

ただ、都市部と地方では、そして田舎のほうでは全く違う教育環境、保育環境になると思うんですね。ですから地域密着型と、こうなるわけで、こうなるとやはり松島は松島らしい独自の考え方をもって、ほかではちょっと違うんだよという取り組みが必ず必要ではないかと思うんですね。そういう中で、この調査業務の中で、やっぱり進んでる保育行政やってるところあると思うんですよ。そういうのを第2常任委員会のほうでは視察に行ってるわけですね。その中で課長も町長も、その報告書かなんかは見てると思うんですけども、そういうことも踏まえながら、そういう中に議員の考え方も取り入れながら今回やってほしいんですよ。その中で、やっぱりこの調査をする場合、最も進んでる、近隣でもちょっと、そういうところの勉強会とかそういう情報とかそういうものは、この策定業務の中でどうしても必要なんで、そういう調査とかそういう情報はありますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 一応このような施策に関して、一番身近にあった利府町です。利府町が、この子育て支援に関しては大分進んでおります。施設も充実しております、その事業内容も私どもも一応考えさせられることが多分にありまして、そういったところの利府町さんあたりを参考にさせていただきながら我々このニーズ調査などを進めていければなと、そして計画の中にも盛り込んでいければなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 隣町にそんなすばらしい、たしか第2常任委員会も行って調査してきたと思うんですね。やはりそういうことも含めながら、そうするとその中に一項目、この10人プラス1にして議員も入れてもらおうとか、これはちょっと余談になりますけれども——入らないようになっているんですね。そうでしたね。失礼しました。わかりました。でもね、そういう議員の提案、そういうのを十分に把握しながら、そういうことで課長がですね、町長が、副町長が、その委員会に働きかけるということが私は必要なことだと思うんですね。十分にその辺配慮していただければと思うんですよ。

そういう中で、今度はかなりやっぱり保育行政が充実する、してくると思うんですよ。これからね。しばらくこういうものはなってなかったもので、ある程度マンネリ化、ずっとしてるわけですよ。改めて気を引き締めてこういう会議をつくるわけですから、そういうとき、やっぱり保育施設、保育待遇、幼児教育、その職員とか待遇とかその辺が今度は重要になってくるんですよ。幾ら法律で決めてもね、そこで従事している職員の意識が上がらないと、私はだめだと思うんですね。器が立派でもね、あそごさ行っただけ、さっぱりになってないやということではいけないと思うんですね。そういう中でこの教育、先生たち今でも立派にやっていると。そういう中で、その辺の人的教育、その辺の指導、それも含めて今回はなるわけでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当然子どもたちの質の高い環境のためには、職員の質の高い研修とかいろんなのが必要であるとは思いますが。

ただ、世の中の流れとしては、公の施設で、公というか町の運営で保育所、幼稚園というのはなかなかないと。利府でも最近では公設民営とか、やっぱり質の高い環境となると町ではどうなんだということはあると思いますが、そういうふうに移行してるということは全国的な環境の中ではあります。

ただ、松島町としては、今のところそういうところはないということなので、職員の資質の向上というのは今後も努めていかなければならないと思います。

あと、先ほどのアンケートの話なんですけれども、実際は国の基準ではありますけれども、それをもとに第2常任委員会でも視察に行っただと思いますけれども、あと辰郎議員が政務調査費で利府町に行っているいろんな意見を聞いてるというのもあるので、そういうのも導入していきたいと思います。

あとアンケート調査の対象ですけれども、未満児、あとは11歳という小学生までの保護者も

含めてアンケートをとるということで、大体1,100名前後の方々に対してアンケートをとるのかなというのは先ほどの説明の補足でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことでありますね。

それから、ちょっと1つですね、幼児の学校教育と、こうあります。私の子どももかつて保育所にいました。そして最後の1年間は、学校始まる前は、やっぱり昼寝ずっとしてますから、昼寝ね。それまでは。ですから、やっぱり学校入る前はちょっと勉強教えたり、それから昼寝しないように学校にならさなきゃないもんですから。そういう中で最後の半年間か、そういうことで教育されてたと思うんです。この学校教育というのが幼児の、これどういったこと、学校に入るためのお勉強とかそういうことかなあとは思いますが、具体的にどういうことの勉強なんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 幼稚園につきましては、今4歳……（「保育所の……幼稚園のどっちでもいいんですけども」の声あり）そうですね、3歳、4歳、5歳児というのは幼児期の学校教育というもので位置づけられたといいますが、そういったもので質の高い、国のほうで質の高い幼児期の学校教育というふうなことを言われてるんですね。だから、その具体的な内容はこれから計画の中で我々策定はしなくちゃいけないと思いますが、就学されるお子さんに対しては、どのような形で1年生になることが望ましいのかというものは、十分にその計画の中で検討させていただいて、よりよい教育というものを目指していくということになると思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私のほうから補足させていただきたいと思います。

幼稚園と保育所の幼児に対する接し方というのは違うということはあるまして、我々としてもその部分をどうやってうまくクリアしつつ小学校で子どもたちを育てていくのかというのは問題といえますか、課題かなというふうに実は思っておりまして、今回職員採用とかの話でも作文とかありますので、その辺どういうふうに考えるかとかというふうな問題も出させていただいたんですけれども、これについては、そのギャップといえますか、保育所から来た子どもと幼稚園から来た子どものありようが違うのはまずいと。で、小学校に上がってから、その辺をうまくフォローできるような教育といえますか保育の仕方を、これから充実していく、検討していくべきだというふうに思っておりまして、その辺ご指摘のようにま

だまだ課題があるというふうにも思っておりますので、このアンケート、それから計画の中で具体化して具体の施策として打ち出していきたいなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。頑張っていたきたいと思えますけれども、最後ですね、今質の高い保育、幼稚園と、こうおっしゃいましたね。これが本当にね、これが親御さん、子どもがそのように充実した保育、幼稚園環境、施設が整う、そういう先生たちの指導がある、生き生きとしたそういう子どもたちのそういう生活ができる、これは親、ほかの人たちの口コミが非常に大きくなるんです。今度は。そういう中でやっぱり松島すごいよね、松島の幼児教育はすごいよね、今利府が進んでると、人口増、いろんな条件があると思います。その1つが保育行政、幼児教育なんです。そういうことを、やっぱりいいところは見倣って、そういうことを進めてほしいんです。それが今我々が課題として、町が課題として定住促進なんです。そこまで掘り下げて検討していかないと、やっぱり国からただ下ろされた、その審議会しかないわけです。条例しかないわけです。そのことをやっぱり委員の皆さんにもわかっていただいて、努めていってほしいと思えますけれども、その辺の決断を、町長。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご指摘のように定住化促進、そして継続するまちづくりのためにも子育てというのは大事なファクターでございます。当然子育ての狭い範囲の中で子どもたちとのかかわり合いの中だけで物事決めていくだけではなくて、ほかのいろんな要素も加味しながら広い、より幅広い立場からこちらの計画をつくっていく会議を運営していくということは大事なことだというふうに思っておりますので、その辺も、町長も心してやっていきたいと。

あと、ちょっとつけ加えになりますけれども、国として今回厚労省関係で出してきたわけなんですけれども、文科省とのかかわり、国の中ではどういうふうになってるのかなというのは、やや、私もちょっと疑問な部分がありまして、そういう点で先ほどメンバー構成、委員のメンバー構成の話が出ましたけれども、どうも厚労省に偏ってるのではないかなというふうな印象もありましたので、この子育てのこちらのほうの委員を選ぶ際にも、もう少し幅広い立場から話ができるような、そういった委員の選定もあるのではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、より幅広い立場から松島の将来を担う子どもたちのことでございますので、しっかりと注意しながら町長としても見ていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 余り間口広げないように質問したいと思いますけれども、今ね、委員の構成のことについて町長からお話あったわけですが、私もこの委員の構成については、もっと明確にしておくべきではないかというふうに思っているんです。子育て支援の施策に関心のある者、関心のある者っていうのはどうやってわかって任命するのかという疑問が出てきますし、そういう意味では関心がある者ということであれば公募すべきではないかと、こういうことになっていくんではないかと思います。

さらにですね、やはり先ほど尾口議員さんのほうからもありましたけれども、教育関係者であるとか保育関係者あるいは労働者、こういった者もこの会議のメンバーとして考えることも必要なんだよということは、この資料に、出していただいた資料の中でも述べられているわけで、やはりそういったものを明確にこの条例の中に位置づけていくということが私は大事なことなんだと思うんです。町長がここでね、そういうものも考えて委員の選考をやっていくんですよと、任命していくんですよといっても、条例はこれ長年ずっと続くわけです。町長はいつまでも町長してるわけじゃないしね。そういう意味では、この条例がやっぱり生きている限り、きちんとそういうものが反映されるということが条例として大事な役割だというふうに思うわけです。

そういう点では、非常にこの書き方だと町側のやっぱり恣意的なものが働かざるを得ないということも言えるのではないかというふうに私は思います。そういう点では、この委員というものについては、もっと明快になるように、それを含めて町長が認める者というふうにならないといけないのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この委員構成でございますが、今(4)番のほうに子育てに関心のある者ということでございます。ここににつきましては、私どもは公募というふうなもので考えていきたいというふうに思います。私も、何ていうか町民から幅広いそういった意見を集約したいというのは私どもの考えでございますが、事業者が、そういった方は、やはりその中で認めるときに参画してもらおうかなと。逆に町民の幅を広げた形の意見集約をさせていただきたいという考えがあります。(1)は保護者、そしてこの(4)にあるのも一応町民というふうなことで考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 言っておられることは非常によくわかるんです。その言われてることが、この条例の中にきちんと条文として位置づけられないと、課長が思ってることはいつまでも

続かないわけですよ。その思いが5年、10年、15年と続くためには条例の中にそういうものがきちんとつくられてる必要があるんだよと、こういうことを私申し上げてるわけね。だからお話したようにもっと明文化して、どういう人がこの委員になるんだよと。プラス・公募が必要なんであれば公募、1名でも2名でもあるんですよと、こういうことをきちんとこの中に書いておく必要があるのではないかと、こういうことなんです。いかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） その内容、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ほかの条例の中でもですね、10名以内ということで松島町、ほかの自治体でもやっぱりこういう形で何々ということでは書いてないのが実情なので、うちのほうでもこういう形でと。ただ、基本的には今課長が答弁したように町長とも話してこういう形でということであります。

あと、関心がある者と、関心がある方はどういうのかということで、これも当然松島町町民全体にしてですね、公募が必要ではないかということではありますけれども、解釈の中でそうなっているということで、じゃここに公募ということで条例の中に入れるかどうかということはあるけれども、尾口議員が言われた方々、あと今野議員が言われた方々も含めて今回は進めていきたいと。それも含めて進めていきたいと。

あと、今後、実情に応じて条例が改正になるかどうかということも、今後のそれこそ検討課題というと必ずするというのではなくて、議論をして進めていかなければならないとは思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） もう既に制定されてる条例なら余り文句言わないんですけれども、きょうここで決めるわけですよ。初めてここで制定する条例なわけですよ。ですから私は言ってるわけですよ。ここでもうこのまま決めてしまえば、多分これ以上よくならないということは、私この条例、そんなことはないと思うんです。ですから、私ら条例制定に当たってそういうことが必要なのではないかということを申し上げているわけなので、まあ何とか通してくれというような感じの今の答弁だとね、下手するとそういうふうにも受けとめざるを得ないのかなという気がします。まあほかの町村、私も見ました。条例は。書いてあるところもあります。規模が大きい市町村だということもあるかもしれませんが、きちんとそういうことが書いてある市町村もあります。

ですから、私、委員の定数そのものも、先ほど一番最初にも議論されましたけれども、これもやっぱり10人でいいのかということになってくるんだと思うんです。やっぱり幅広くバラ

ンスよく委員を配置しなさいと、そういう委員で構成しなさいと、ここでも、資料でも言ってるわけですから、必ずしも町が小さいから委員も少なくてもいいんだという議論ではないと思うんです。さまざまな意見が集約できるようにして、そして会議を構成しなさいと、ということですから、そういうバランスのよい、いろんな意見が反映されることができる委員の構成になるように、この2条の内容については考えるべきではないのかというふうに思います。

もし答弁あれば後で答弁をいただきたいと思いますので、次にいききたいと思います。

次は、この会議は調査・審議をするんだと、こういうことにもなってるわけですね。調査をしたりなんなりするということになる、この会議に参考人を呼んだりするということも多分可能なのではないのかというふうに思うんです。そうしたときに、この条文の中に参考人招致のための条文って入ってないんですよ。こういうものも、参考人招致のための条文なども加えて、この会議がきちんと審議・審査ができるようにしておくということも大事なのではないのかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今度の会議の条例の第7条になりますが、この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるというふうな内容になっております。これに基づきまして福祉課のほうでは、この会議運営要綱を作成しております。運営要綱（案）を作成しております。これは会議は会長が招集するもの、そしてあと関係者の出席、あとは会議の公開、会議録の作成を、一応運営要綱のほうで明記させていただきまして、その中で必要あるときには、その会議への出席・説明を求めるということを定めさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 要綱で定めるのもいいんですが、何のために条例をつくるのかということだと思うんです。非常に大事な会議だという位置づけをしておきながら、そういうこともきちんと明確に条項の中に定めないのかということになると思うんです。今、要綱で会長に諮って定めんだと。会長が会議に諮って定めるんだといってるんですが、この間も言いましたけれども、この会議を招集する人は、じゃ一番最初の会議を招集する人は誰なのかということもないですよ。もっと厳密に言ったら。一番最初に委員を選任したと、会長が招集するということになっているんだけど、一番最初には会長もいないわけです。誰が招集するのか、そのことも書いてないでしょう。例えばね。というぐあいに、そういうこともできれ

ば書けば立派だなと私は思うんです。

しかし、そういうこともないということで、私はそういう点では、こういう法律の中でこの会議が調査・審議することとされていると、こういうことがちゃんと書かれているわけなので、条文の中にもですね、そういうことが可能なんだということがわかるようにしておいておくということが大事なんではないかというふうに思うんです。いかがなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今野議員さんが言われる条例の考え方もありますけれども、基本的に松島町、ほかの自治体でも条例に関してはこういう形、あとは規則とか先ほど課長が言った必要な事項ということで要綱ということで、条例に何から何まで載つけるというのが法体系の中のあり方ということは私たちは認識しておりませんので、招集、最初の招集の仕方とかそういうものまで条例の中で定めるというのは最初から考えておりませんし、今、今野議員が言われたからといってそれを載つけるというのが正しいかという、思っておりません。

ですから、ある程度条例というのはそういう形の中でやるということで、誰が招集するんだと、誰々招集するんだというのも条例に載ってるかという、それは私は条例の中に載けるものではないと思っております。ですから、最初は町長が委員を決めて招集して、その後、会議を開いて、そこで互選で会長を決めて、そこから進むという形であって、そういう最初からの出だしからなるかということはありません。じゃ議会の中で初議会るとき誰出すんだというのも条例の中に載ってるかと。載ってないはずですね。ですからそこは、私たちはそこまで載けるというのは必要ないと認識しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 議会の初議会の話出ましたけれども、じゃ逆に言うと議会の基本条例には参考人招致ちゃんとあるんですよ。ですから、そういうふうに位置づけられるべきものは位置づけなさいと言ってる。私は。例えばそういうものもあると。例えば最初の会議招集することも書いてない。わかりますよ。私も議会、そんなのないの。だけど議会、逆に言ったら議会の参考人招致のほうはあるんですよ。我が松島の執行関係の条例にはないかもしれませんが、議会の条例にはあるんですよ。だからそういうものを、私はひとつひとつ明確にしていくことがこれからの行政にとって大事なんじゃないかと思うから申し上げてるんですよ。今までなかった、隣もなかったから要らないんだと、そういう話ではないでしょうと言ってるんですよ。そういうことをきちんと位置づけながら、きちんとしたものにしていこうじゃないかということなんです。

決算でもいろいろ言いたいことありますけれども、要綱だとか規則だっていうのはいっぱいつくってらっしゃるんでしょうけれども、そういうものに本当に基づいて動いているのかどうかというのもわからないのも、私はあるんじゃないかなと思ってますよ。だから、そういうものをひとつ一つ丁寧にきちんとつくってほしいと思うから言ってるんです。そういうことなんです。別にこの条例がだめだと言ってるんじゃないです。この条例をもっとよくするためにこうしたらいいんじゃないのかということ言ってるんですよ。いかがなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 条例、規則、何々ってありますから、私たちは条例の中ではこれでもいいということで認識しております。ですから、あとは規則とか要綱とかという形でありますから、ほかがあるからこうする、ほかがあるからないということではなくて、この条例はほかのも当然参考にはしますけれども、今回はこれでいいのかなとは思ってます。ですから、参考人とかどうのこうのというのは要綱の中で、関係者の出席ということで要綱もつくってありますけれども、そこの中でいいということで条例の中には載っけなくて、条例の条文では必要ないということで、こういう形で提出させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 要綱で定められたときは、例えば費用弁償とかって出るんですか。条例上に規定されてなくとも、その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当然要綱、条例にあるから、規則にないからということではなくて、参考人、出席を求めた場合は、当然費用弁償という形が発生するかと思います。発生いたします。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 1点。今、今野さんの質問してるのと深くかかわります。

隣近所の先例を見ても、利府町は病後児保育までやってる。仙台の隣だという地理的条件もあります。大郷は1つの建物の中に保育所と幼稚園が厳然としてある。敷居も垣根も何もない、同じ建物の中を幼稚園児と保育園児が自由に行き来をしている。時には交流などもなされている。そして、昨今の国の情報も幼稚園と保育所を一緒にしていくようなこども園構想が生まれている。いろんな大きな立場で見ても小さな立場で見ても先例はたくさんあります。こういう中で今この案が、案件が示されています。色川さんのとうとうとした立派な質問も

聞いた。今野さんのこれからを思う、不足または不備なところがあってはならないという意見も聞いた。当局の意見も聞いた。それぞれ見解があっていると思います。

ただ、条例で副町長が言って、いう考えで定めたにしても、提案理由ではそこにそれらしきものが書かれてあってもいい。少なくとも、そう私は思う。示された説明資料にも当局の皆さんが説明している内容は書いていないのものもある。やっぱりこれは厳密に言えば今野さんのというのが基本姿勢。基本姿勢が正しいければ、そのとおりやるのがいいんです。含みを余り持たせないというのが、やっぱり議会の審議の立場だろうと思います。理屈を言い合い、考え方を言い合ってもなかなか一致しないのは、これは仕方がない局面があることは理解をします。

そこで、今度のこの議会の審議の内容が議事録になって残る。その当局答弁はそのままずっと残るとすることは強く申し上げて、ご一考いただきたい。今後、提案するときはそういう要綱を用意してるとか、公募も考えてると、これは示されていていい。質問を受けてからだけ何か逃げのような、そんなこと考えていたというふうな答弁はよくないと思います。私の質問に所見があればお伺いしましょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに資料とか足りないということで説明不足もあったということは認めております。

ただ、大郷町は屋根が1つで保育所と幼稚園が別々ということなので、松島町で前も議論したのは、やっぱりこども認定園というのは屋根が1つで考え方が違うと。たまに交流あるのではなくて午前とか午後とか最初に交流がある認定こども園がいいのではないかとはいいます。辰郎議員さんが言われるとおり、今回の支援、子ども・子育て支援法というのは、基本的な考えはこども認定園を想定した考え方、あと保育所の待機児童、そういうのも考えたのも一因にあると思います。そういうのも含めて今後会議の中では議論していただきたいという、その中で事務局として資料を、いろんな資料というか、提出して議論をしていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 補足させていただきたいと思います。

条例案として出す、また資料として議事の中で出させていただくということがあります。私としては、議会での質問、答弁、その答弁の中で私どもがこういうことでありますよ、こういうことをやっていきますよといったことについては、議会での答弁でございますので、当

然重いということがありまして、言ったことは実現していくということでございます。紙に書かれたものについて、全てを網羅して表現するというのはなかなか難しいところがあるということは、これはご理解いただきまして、その足りないところをこの議会でやりとりをする、そして議会で私どもがこういうふうにやりますよというふうなことについては、書面と同じような重さがあるということでご理解いただければなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） だからかみ合わないんです。大体考え方、立っている立場が違う。で、かみ合う必要がありますが、かみ合わない事実も見なければならないと思います。

副町長言ったように、私実は大郷には、大げさに言えば何十回と行ってる。ついこの間も行ってきたばかりですよ。屋根が一緒、廊下もつながってる。俗に言うさっかけをかけて、そのさっかけの下、コンクリート、その上に子どもがけがしないゴムのようなのを敷いてるんですね。それも一緒、皆つながってる。ただ、国が幼稚園と保育所区別してるでしょう。所管官庁も違うでしょう。だから形は一緒だけど中身は違う、こうなってる。では、交流がないかと、あるんですよ。

ですから、そういう理屈のための理屈、言い方悪いですが、余り好きじゃない。やっぱり現実を見て、あれ実際は一体化しつつあるんだと私は思いますよ。そういうふうに時代の流れを見て、あれは先進事例になると思います。しかも全部委託ですよ。町の職員いないんですから。委託ですから。1人いたかな。出向のような形で。そんな程度なんです。ということでこれからの時代を見据えた条例になってほしいと。必要なものは書く、これが基本原則ですね。細かいことを今野さん言ってるんじゃないんですよ。公募のコの字もどこにも出てこないんですよ。資料にも本文にも。通って、あと何年か後に、またこのことを蒸し返したとする。いやあのときはこう述べてこうやったと、その意味はこうだ、憲法9条だってそういうふうになってるでしょう、今。だから、やっぱり必要なものは示しておく必要があると思います。で、俺たちの考えと議会の考え、質問者の考え違うんだということで採決までもっていかうということが、余りいかなものかなと思います。せめて提案理由なり資料の中でそのようなことがあってしかるべきだと思います。私言ってるの、無茶でしょうかね。（「休憩」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、1時間たちましたので、ちょっとここで休憩をとります。

再開は追って連絡いたします。

暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

先ほどからいろいろご意見が出ましたけれども、大体出尽くしたのかなと思いますが、その他ございますか。（「なし」の声あり）なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは、先に原案に反対の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、いきさつ上、反対をしたいというふうに思います。

この子ども・子育て会議条例の制定ということでありますけれども、この子ども・子育て会議というものは非常に大事な会議だということが、いただいた資料を見ましても私たち十分に理解できるものだと思います。ですから、この子ども・子育て会議そのものの制定について反対するものではありませんけれども、その会議を構成する委員の選出の方法について、やはり若干の疑問を感じざるを得ないと。そういう点ではもう少し国の示している内容、そういうものに沿った方向で委員の選抜が、選出ができるようにすべきではないかと。例えばこの委員の中に教育関係者あるいは保育関係者という項目、さらには公募委員といったような項目が入ってきて、その上で各号に掲げるものほか町長が必要と認める者という形でまとめることが、私は正しいのではないかというふうに思います。ぜひですね、私はそうしてほしかったという思いを込めて反対の討論ということにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） こんな言い方、言っては失礼なんですけれども、本当にこの条例に関しては、私こんなものかなと、提案するのがこういった内容なのかというふうに理解いたしております。先ほど国のほうから、ある程度具体的な人選とかそういったようなものについて示されておりますけれども、あくまでも国で出されているのは基本の考え方であるということで、私はある程度地方自治体の考え方に、あるいは地方の首長にお任せしてもらっていいのではないかなというふうに考えております。

したがって、別に国のほうでは、あくまでも基本的にはそういう形に沿った形で条例制定すると思いますが、余り条例で細かいことまで制定すると、逆にその条例に拘束されるというか、オープンな、あるいは弾力的な考え方がなくなるというおそれもありますので、それはこの条例に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決めて

いくと。あるいは規則なのか、先ほど要綱っていう説明もありましたけれども、規則なのか規程なのか要綱でやるのか、その辺もあわせて検討してもらって、私はとりあえずこの条例は全くもって早急に設置しなければならないというふうに理解しておりますので、賛成の立場で意見を言わせていただきたいと思います。私のほうから、以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございます。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第77号松島町子ども・子育て会議条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第78号 松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定 について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第78号松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。3条の事業であります。これは生涯学習の推進、これは教育委員会になるわけであり。文化振興、それから観光振興は観光課になる、こういうふうなことでありますが、ここの所管が産業観光課ですか、こういうふうになるんでありますが、その辺は何も問題ないのか、まず1つお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。第3条関係についての所管の問題について。答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） この交流館そのものは今まで公民館だったということですが、今回文化観光交流館という形で所管というか財産をそのままではないということですが、実際は教育委員会とも協議いたしまして、事業内容は教育委員会のほうで進めてほしいということで、事務委任という形で進めるということで教育委員の中でも議題の中で議論して進めております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 事務委任ということですが、それで12条に指定管理者の関係があるわけでありまして。13条業務があつて、12条は指定管理者による管理と、こいなことがあるわけですが、この利用料金、こいづは担当課長でないと……町長、副町長が仕事するわけでありまして、担当課長でないと間違つて処理してしまう可能性があるんで担当課長にお聞きをしたいわけでありまして、利用料と使用料というのはどいな違いがあるのか、まずお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、この件につきましては、教育委員会も設置に関しての協議に参画しておりましたので、教育委員会のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、まず公の施設ということで考えるときには基本的に使用料ということで考えていかなければならないと。しかし、指定管理者ということで、もしこれを指定管理者制度に移行するということになれば、これが利用料金という形に変わるということで文言を整理しているものでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私もこの利用料はわかるんですよ。ただ、町に直接利用料になると入らない。使用料は町、当然使用料・手数料で町に入ってくるわけでありまして、利用料は、こいづは昔の管理委託制度の下における制度と同様なものであつて、公の施設、公の施設の使用料、これに相応するものなんだよと。そしてこれは指定管理者を指定したときには利用料として、その指定管理者が受け取つていいんだよと、こういうふうな規定なんですよ。まず基本がそこなのに、それも理解されない。どちらもね。そいなどごろで仕事されたんでは困るわけですよ。いいですか。だから私聞いてんですよ。

私もわがんです。こうなつてるのは。それを見てわざわざ言つてるわけ。利用料金というのは地方公共団体の収入ではなく指定管理者の収入とされると。すなわち利用料金による場合は利用者の支払う利用料金は指定管理者の収入として収受されると。地方公共団体の歳入として予算や決算に計上されることはないやつが利用料なんです。そういうふうなことからいきますと、ここのところを、公の施設でありますからこういうふうなことにしているわけでありまして、こういうふうな条文があると。ここには。ところが松島町でしてる指定管理者を入れてるやつにね、この条文がないのがあるわけですよ。それはどういうふうなのか。見直しをしなければならないのか、入れることがないのか、所管になる課が所管してるところに入つてないのがあるわけですよ。だから私ね、役場の中が1つにならなければならない、

勉強しなければならないと言ってるのはそいづなんです。それはどういうふうに取り扱うのか。こいづと違う、条例に違うのがある。ここに入れたのが正しいのかどうかというふうなことで、逆に聞かなければ質問にならないと思ひまして聞いてるわけではありますが、どうですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、今の利用料・使用料で指定管理者制度の文言が入ってないものがあるということであります。ちょっと私今それはどの条文で、どの指定なのかちょっと確認はできませんが、もしそれを確認させていただければ、その文言についての整理を、指定管理者制度の利用料・使用料についても整理をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） しっかり聞いてくださいよ。指定管理者というのは入ってで利用料金というのがないのがあると言ってるんですよ。私。指定管理者入ってないんなら、最初から利用料金というのはないの当たり前なんです。指定管理者でなければ使用料ですから町に入らなければならぬ。これは私もわかるんです。役場にいたんですから。いいですか。指定管理者をしていながら利用料金のやつが入ってないのがあると、そういうふうなのはどうかと、整合性からいっておかしくないですかと、こう聞いてるわけです。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） ちょっと失礼いたしました。条例の中に指定管理者制度が入っているけれども、あるけれども利用料の文言について入ってないというのがあるよと。ちょっと私もどの文言かちょっと、条例か私もちょっと今この場で確認できませんが、その辺ちょっと確認をさせていただきまして、その辺は今後直させて、つけ加えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） もし尾口議員、わかるんなら今言っていただけますか。尾口議員。（発言者あり）

高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際指定管理委託した場合、その中でうちのほうで使用料取らないで利用料ということで、その指定管理者がその中で売り上げを伸ばしてくださいということでやっているということで、実際今のところは駐輪場と温水プール関係でそういう形なのかなと思いますけれども、中身ですね、今総務課長言ったように再度チェックして、しなければ

ならない案件があるのかなと。今尾口議員さんから言われたんで、実際私は指定管理者そのものの制度のときにはそういう利用料と使用料の違いということで策定、大分前ですけども策定したつもりですけども、なお再度チェックしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 再度チェックするって、してくださいよ。本当にね。間違いなく私見てきたんですから。皆さん条例、例規集持ってっから指定管理者、町の指定でですね、公の施設の管理運営に関する条例を見ればすぐわかるわけですよ。そういうふうなものが現実にあると。だから、するということですからいつするのか、それも1つ。

それから、分館の対応であります、ここ分館、直接は文化観光交流館の設置管理に関する条例ですからなんでありますが、分館に、前にここに使用料の減免規定があったわけです。分館に。教育委員会で減免すんだよと、教育委員会規則で減免すんだよと、こいになってたわけではありますが、今度町長に移るわけですよ。公の施設の設置及び管理に関する条例でこの条例制定したわけでありますから。そうすると教育委員会、公民館があそこに入っていないのかどうか。そこで利用するときには一々町長の承認をもらわなければならないのかと、こいなことになるわけで、それはどうなのかと、こういうふうなことでお聞きをしたいわけがあります。

○議長（櫻井公一君） まず、最初に精査するほう、熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、いつまでするのかということでありますけれども、中身を確認させていただきまして今年度中の議会、今後2回ありますけれども、3月までの間にはその辺を確認をさせていただいて皆さんのほうにお示ししたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 分館の対応、櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この後の公民館の条例の一部改正でも提案してるわけですけども、まず今回の文化観光交流館内に公民館の機能を残す、これは公民館活動の機能を残すということで、これまでの公民館の維持管理業務をここから外すということの条例を提案しております。公民館関係のほうで、じゃこの交流館を使用するときになんなんだということでききますと、今回全員協議会でもお話し申し上げておりますけれども、これまでの公民館活動の中で公民館の使用料として減免の対象になっていた各種団体、社会教育団体、そういったものについては、これまでどおりの継続ということで減免ということで取り上げて説明をさせていただいたと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 条例、公民館条例のときに聞こうかと思っていたんですが、管理規則廃止になるのかどうか、分館規則は残すのか、社会教育法で公民館条例2条の設置があるわけですが、これはそのまま残して、あそこの文化観光交流館の中に公民館を置くのかどうかですね、この辺も1つはっきりしておいていただきたい。

そうしますと、もし置くんだとすれば、この管理は教育委員会と産業観光課になるわけでありまして、それらの協議は十分になされているのかどうか。産業観光課から、主体がどっちにいくのか、ちょっと私わからないわけです。こいつがらいうと観光が中心になるのかなと思ってみたりしてるわけでありまして、中身見ていくと必ずしもそうでないのかなと、こう思ってみたりしてるわけでありまして、産業観光課長、どうなんですか。あなたのほうが主体になって教育委員会と協議をするようになるのか、教育委員会が主体になってあなたのほうと協議をするようになるのか、この条例でははっきりしないわけです。それはどうするんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 文化観光交流館につきましては、主はどちらかというお話を今いただいているかと思えます。確かに形態を余り変えていないところもありますので、主に関しまして教育委員会が主になるかと思っております。その中の観光インフォメーションコーナーにおきまして昨日の提案の中でもお話をいたしましたけれども、観光客とそれから町民が入りやすい空間、交流を図るという形で観光インフォメーションコーナー等につきまして観光課がかかわっていくという形になるかと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしますと、あそこのなには教育委員会の所管になって、観光交流館の中に入るのは公民館の職員、今までどおりだと、こいな考え方になっていいのかですね。そして教育委員会のインフォメーションなんなり観光の関係はあそこで1つになってするんだとすれば、観光課の職員があっちに行くのか、こっちにいて公民館任せにしておくのか、その辺はどういうふうになるんですか。

○議長（櫻井公一君） この辺、議案の80号とラップするかもしれませんが、櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まず、交流館の中に公民館を置くのかというご質問があったかと思いますが、これは置くということで取り組んでおります。

それから、今、教育委員会の業務が主なのか観光が主なのかというお話なのかなというふう

に思ってるんですけども、今回は公民館、社会教育法という公民館から議員さんもお存じのとおり自治法で定める公の施設に変えた、この目的は何なのかということになりますと、新たな文化振興の発信施設として有益な団体にもお貸しができるような本格的なホールを設置するということと、それからこれは国・県にも示してますけれども、観光交流と情報発信を目的とした中心機能を備えるというのが今回のこの公民館の大規模改修の大きな目標点でございます。

今回、事業の中に生涯学習の推進、それから文化振興の推進、観光の振興、この3つを掲げておりますけれども、生涯学習の推進ということは、これは基本的に松島町の歴史・文化の新たな見直し、そして新たな町民を主とした観光の取り組み、これも基本的なコンスタンスで入っております。それから文化振興の推進、これにつきましても、やっぱり芸術文化を通して観光客も含めた町民との交流、そういった拠点の場ということでも考えております。最後の観光の振興ということで、これは通常の観光のさらなる推進を図るものということで、特に今回は先ほど産業観光課長が話しましたけれども、観光インフォメーションをもちますよということでお話をしております。

そういったことですので、今回の文化観光交流館、これは基本的に最初の趣旨でも説明してありますけれども、地方自治法に定めた施設ということで、その目的は何かということで公益な団体にもこれをお貸しする施設にもっていきますよと、それがこれからの松島には大変必要なものであるということで今回の改修工事でございますので、文化観光交流館とはそういった施設で捉えております。

それから、一番大前提は、じゃ公民館の分館活動はどうなっていくんだということでありましてけれども、これは公民館の条例の一部改正のほうでもお話ししようかとは思ってございましたけれども、まずは今の公民館の基本的な社会教育、そして町民の生活環境の場、こういったものの全ての分館活動の趣旨にのっとった機能は文化観光交流館の中に置くということで、公民館が基本的にここにお借りをして入るという形になりますので、その辺の趣旨については議案の中でも説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 観光振興に関することも大きな3大目標の1つにあるわけですが、あちらに職員が行ってなければ貸し館的なもの、団体来たら貸してけろっていわれたから貸したと、こいなことになってしまうのではないかと。振興は産業観光課のこっちの本庁舎でやって貸し館的なものになってしまうのではないかと。文化観光交流館、これは公の施設

の設置及び管理に関するもので自治法のものに直ただけで、それは今までと変わらないんですよ。どんな表現をしようと、あそこ直したからそいつのところ使ってもらうのは、公民館だって空いてるときには使わせていいわけでしょう。社会教育団体なり何なりに使わせて何も問題なかった。それを文化観光交流館にしたんだから、さらにどなたでもいいですよと、そいつは公の施設の管理に関するものでやっていきますよとただけなんです。いいですか。だからここにいう観光振興に関することと書いてるけれども、実際には公民館で貸し館的なものしかないのではないかと。そうなるんですか。それともあそこに職員を、課長ね、張りつけて、そして観光振興に関する仕事はあそこでやんだよと、こいなふうになるのかどうか聞いてんですよ。

○議長（櫻井公一君） 職員配置の考えでどうなのかと。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 職員を、観光課から職員を張りつけるという考えはありません。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回、これらの交流館の管理運営に関する一切の件に関しましては、8月の23日付で町長部局のほうから教育委員会のほうに協議が文書でなされております。これらについて、教育委員会会議にも諮っております。教育委員会会議の中でも、前にも全員協議会のときにも議員さんの方からもご質問ありましたけれども、本当に企画・イベント等の充実を図っていくために今の公民館の職員だけで大丈夫なのかというご心配のご意見もいただきました。この件につきましても、教育委員会会議の中でも議論はしましたけれども、基本的に生涯学習班も含めたスタッフの中で、まずはこの運営に、事務委任された運営に当たろうということで今のところ計画を予定しております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、産業観光課長が言ったように職員派遣する気がないと、こいなことでありますから、公民館、今までどおりに公民館がやるんだと、教育委員会が所管してるんだと、あとは貸し館的なものだと、こういうふうな理解しかできないんだと思うんですが、それにならないように、こいな3大事業を掲げてるわけでありますから、庁内で十分吟味して、そしてこの目的を達するように頑張ってもらわないと困るわけです。

ここのところに町民の教養向上はいいんですが、地域の振興、観光の推進と、こいなことがあるわけです。観光インフォメーションを発信する松島文化観光交流館を設置すると設置の目的にあるわけではありますが、何もしないんだと、教育委員会にお任せして産業観光課のほうは何もしないんだと。職員派遣しないんだから何もしないわけでしょう。それではこの目

的を達しないのではないかと、こういう心配して今質問してるわけではありますが、わかりました。しないということがわかりましたので、やめます。

○議長（櫻井公一君） 答弁させます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 尾口議員のおっしゃるように、新しくできた文化観光交流館でございますので、当然ですけれどもこれまでの中央公民館の業務内容から水準を上げていきたいというふうに思っているわけでございます。

また、新しくスペースといいますか、部屋を観光と観光交流のための部屋を設けるわけでございますので、職員の派遣については先ほど答弁したとおりでございますけれども、その展示のありようとか、またあと文化財関係については教育部局の所管でございますので、歴史・文化について観光のセクションの人間でなければ全然説明できないというわけでもないわけでございます。松島は単なる観光ではなくて歴史・文化の裏づけのある観光でございますので、その中で教育のほうから観光に十分利するような、そして水準の高いような説明をさせるような、そういったやり方をやっていきたいというふうに思っております。ご助言、大変ありがとうございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 1つ目は2条のところなんですが、「町民の教養の向上、地域の振興、観光の推進及び交流人口拡大を図るため、生涯学習機能を有し、及び観光インフォメーション云々」と、こう書いてあるんですが、「及び」が2カ所あるんですが、その前に句点があるんですね。この句点、2カ所要るんでしょうか。私、要らないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 副町長、答弁。「、及び」「、及び」というのが2つあるから要るのかと。字句の修正。

じゃ、それはちょっと考えていただいている間に、今野議員、別な質問をお願いします。

○16番（今野 章君） 次ですが、9条ですね。使用許可の取消し等ということで、これについて指定管理者の読みかえ規定が12条であるわけですね。ここでは「指定管理者」に読みかえたときに9条の2項ですね。前項の規定により利用者に損害が生じた場合においても、町はこれに対して賠償の責任を負わないと、こういうふうに読むことになるんですが、この場合、使用の許可の取り消しをしていく管理者が行った場合ですね、使用者に損害が生じたという場合には、これは指定管理者は賠償の責めを負うと、こういうふうになるのではないかと思いますので、その辺どうなんでしょうか。これはこの場合においても指定管理者はこれに対し

て賠償の責めを負わないと、こういう規定にしなくてもいいのかなという疑問を持ったものですから、ちょっとその辺教えていただければと思いました。

○議長（櫻井公一君） それでは、ちょっとここで早いんですが、昼食休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、今の質問2点を宿題としまして昼食休憩に入りたいと思います。

再開を13時といたします。

午前 11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

今野 章議員への答弁から入ります。櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、今回の今野議員さんの2点についての説明を私のほうからさせていただきます。

まず、早急に説明できなかったことにつきましては、おわびを申し上げたいというふうに思います。

まず、第1点で、第2条案件の文言の整理ですけれども、文法上の問題ということで、まずはここの設置の目的なんですけれども、文化観光交流館というのはどういった内容のものを設置するんだということで、まずは教養の向上、そして地域の振興、観光の推進、まずこの大きな3つの目的があります。それらに関して交流人口の拡大を図るためという1つのさらに目的が入る、まずはここで区切るというのが決して間違いではないということで確認しました。

これらについて、今度は施設の中で生涯学習の機能を有し、生涯学習の機能を有しというのはこれまでの公民館の和室とか研修室、講座室いろいろありますけれども、こういった部屋以外に観光インフォメーションという部分を設けたという2つの異なる施設が新たに加わるということで、ここでこのような区切り方をしたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから第9条の2項、読みかえの考え方ですけれども、まずは施設の設置者、これは松島町であります。この施設に関して利用者が違反行為をして賠償責任が発生した場合、この場合の相手は町長とか指定管理者ではなく町であると、これは今後の訴訟等も含めると町という扱いが適切であるという判断がありましたので、このような表現をさせていただいてお

ります。これらに類するような指定管理者の導入施設につきましては、同様の表現をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。そういうふうに説明されればそうなのかなという思いがしないわけではないんですが、一般的には句点がなくて、「及び」が普通は文章的には続くのかなというふうに私なんか思っただけなんです、どうなのかなとお聞きをしたところでございます。

それから、9条の2項でございますが、これもわかりました。

ただ、これは利用の許可そのものも指定管理者に委ねると、こういうことの内容になるわけなんで、その2項で損害賠償起きた場合に、それでは町と指定管理者の関係は一体どういう関係なのかなということをお聞きをします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） これにつきましては、やはり契約行為で指定管理者というものが決定するわけで、その契約の中できちっと甲乙協議をして、これらの文言について定める必要があるというふうに認識しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

それから、次なんです、別表の中にあるんですけども、例えばこれまでの公民館より立派にということだろうと思いますけれども、午前午後夜間全日ということでの料金の設定、140、50%ぐらいまわるところもあるし、比較的夜間などは今の率が小さくて115%前後、そういう内容になっておりますが、これはこれで立派になって近隣のホールと比較としてこの料金といこうことでの内容で示された、ということだとは思いますが、小ホールがありますね。小ホールについては、この後審議をする母子健康センター等ともかわりがあるかなと思うんですが、これはまだ施設としてはないのではないかなという気がするんですが、名前なくてもこれからつくるから上げるということなのか、そうですと説明な機会、もしこの小ホールがないのであればいつごろ出るのか、考えていくのかというところも……。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今現在の母子健康センターでございますけれども、今の利用というのは議員の皆様もご存じのとおり留守家庭学級で使用されております。この留守家庭学級につきましては、町長部局のほうから教育委員会のほうで委任を受けて教育委員会で管理をし

ている状況になっております。今回の小ホールにつきましては、やはりあそこは公民館と一体の建物であり、むしろ区別して管理してるほうが現状の形からいえばおかしいと。やはり今の既存の利用のあり方についてきちっと整理をすべきであるという認識を持ちました。今現在の留守家庭学級につきましては、今後児童館なりさまざまな計画が町長部局のほうから説明があるのかなというふうに思っております。そういった段階で本来の小ホール機能ができるのかなと思っておりますけれども、当分の間は留守家庭を維持しなければなりませんので、その暫定期間中は今の形で運用していくという形になって考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 児童館の建設がされない間は結局現状の場所でそうすると留守家庭児童ですか、これを実施していくということになるのかなと気がするんです。そうしますと、児童館ができるのは、早くても26年度末までやるということですから、開設が27年度の、27年4月1日ということになってくるのかなという気がするんですが、そうしますとまだまだ母子健康センター、現在の母子健康センターを利用し続けると。1年半以上ですね、という状況の中で、この条例の中に小ホールの条文まで掲げておくべきなのかどうかというような気がするんですよ。掲げて悪いということではないかもしれないけれども、小ホールがあるのではないかと見た人が誤解するということもあり得るのかなという気がするので、その辺についてどう考えてるのか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 小ホールの考え方でございますけれども、これから町民文化祭とかそういったものでどうしても手狭で今の母子健康センターの部屋をちょっとだけお借りしたいという団体も出てこないとも限らないんじゃないかと。

それから、もう1つは、あの施設に関しましては電気、空調関連ですが、公民館と一体化なっております。ですから、やはりそういう意味からいけば建物の考え方は1つと考えるのが、まずは妥当性があると考えておりますので、町民文化祭、その他大分活用できる内容がレベルアップしてますので、どういった団体の皆さん方がこれから申し込んでくるかわかりませんが、留守家庭のないときに、どうしてもそこをお借りしたいという団体が来れば、留守家庭の先生とお話をして一時開放するというのも当然視野に入れなきゃいけないと思いますので、そういった意味では料金設定は必要と判断して今回の条例に定めさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そういう考え方もあるのかもしれませんが、小ホールにはなっていないわけでしょう。結局ね。あそこはまだ区切りも多分部屋2つか3つに多分分かれている状況なんではないかなとも思うんですよ。そうすると施設としても、いわゆる小ホールという機能として十分に使える施設にもなっていないのに小ホールとして貸すということ自体、私は問題があるんじゃないかと。であれば、やはりきちんと児童館が開設をされて留守家庭が移動して、そして小ホールとして使えるようになった時点で、ここに掲載すべき内容なのではないかなという気がするんですよ。それまでは、利用したいという方がいれば、私は無料で使わせてそれでいいと思うんですよ。それをこうやって掲げること自体、問題がないのかどうか伺います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今、議員さんのほうから使用料または利用料の考え方が示されましたけれども、当然教育委員会としましてそれらのことについては判断の中に入れております。当分の間は減免対象の大きな対象の施設になるのかなというふうに思っております。

それから、あと今ホールのほうなんですけれども、2つに区切られておりますけれども、これを1つにするとかという考え方は今のところ持っておりません。やはりあの間仕切りのスペースを有効に使いながら、今の留守家庭が使っているあの大きな部屋ですね、これを1つのホールとしてリハーサルとか、それからちょっとした練習とか、そういったものに使っていただければと思っておりますので、躯体の大幅な改修というのは今のところは想定をしておりますので、使用料・利用料のほうでこの辺をきちんと受けとめて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 若干質問させていただきます。

答弁の中で、この3条ね。生涯学習、文化振興、観光振興、これをこの事業の理由ということとであります。答弁の中で人の配置を答弁なさいました。教育委員会のほうから中央公民館の職員を配置すると、観光課からは考えてないというような答弁でありました。今回こうやって名前も文化観光交流館ということになりまして、本当に観光客と地域の皆さんに利用していただきたいと。交流人口をここでふやしていきたいというような設置の目的であります。こういうふうになりますと、私はこれは勉強すればできるんです。当然できるんです。しかし、このように観光に、それから文化財に、文化財の関係もありますというふうになりますと、その窓口業務になりますと、ちょっと大変な状況になる可能性もある。

特に私はここまで観光交流館という名前を打ち出していけば、私は第2の観光協会のそういう位置づけになってもおかしくはないのかなと。そのぐらいの意識をもってやらないと観光交流館というふうになると、ちょっとほかのお客様が来た場合、即答できる、そのような観光の案内も含めて、いろんなイベントのことも含めて専門的な知識が多少必要になってくるのではないかと、こう思うんです。そういう意味合いをもって、やはり優秀な職員であると思いますからできないことはないと思いますけれども、その辺の教育ですね。これをやったりちゃんと位置づけですね、観光やってただけけれども、私、公民館の職員ですとか、そういうようなことなり、それからいろんなクレームあって、じゃどこで対応すんのやというようこともある、そういうことでどのようにお考えなってますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 先ほどからいろいろ観光ということで色川議員の質問の中でもありますけれども、そういうのも想定して4月1日現在で観光課のほうから9月下旬、10月から正式にオープンということもありまして、観光課で長期に勤務してた方を公民館のほうに異動いたしました。プラス、9月1日付で職員を1人プラスということが観光、要するに観光課の観光班があそこで分室で1人であるよりも、実績ある観光課でいろいろ経験積んだ方を、職員を異動させたほうがいいんじゃないかということで、4月1日に1名は、中堅クラスですけれども公民館の異動させていると。プラス、それだけで間に合うのかということがありますので、職員数の絶対数を、公民館のほうをふやしていくということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 最初からそういうふうに言っていただくと尾口さん途中でやめなかったかもしれないですよ。そういうことになってね、私はそれだったら4月1日に観光課で採用した、それで今までのノウハウ、いろんな勉強したことを9月1日付でこっちに移るということになれば、ある程度は納得はできる。また、さらにその職員には公民館、いろんなことの勉強をしていただければなおさらいいというようなことになります。当然1人で勤務できませんから、その人数の配置を検討してるということですので、それはわかりました。

それから、この第4条、休館日とあります。月曜日。どうしてもこだわるんですけれども、こういうふうにな名前なると、文化観光交流館とかってなると休館日言われるのかなと、このように私は思うんです。私は学校卒業してこの方、この商売やってまして休みというふうなことは、定休日は、従業員に対する定休日というのはあるんですけれども、いろんな施設、休館日はありません。これが原則。こういうふうになると公の施設だからしょうがない、

これは役所の考え方なんです。観光交流館という位置づけをもってホテル壮観、一の坊、パレス松洲さん、ああいうところにメーンの大きな施設があるわけです。そうすると、今度は駐車場側に観光交流館でありますという大きな看板を設置するかどうかわかりませんが、こういうふうになるとお客様はいつ休みだかなんだがということとはわからないわけ。そこにやっぱり聞きに行くという場合が多くなると思うんですね。そういうことを含めての対策。やっぱり交流館だけは休まないでやろうと、そのような庁内での議論とかそういうことはあったのかどうか。今までどおり月曜日休みましょうというふうになったのか、そういう議論があったのか。どうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、この点につきましても教育委員会のほうからお答えさせていただきたいと思います。

前に全員協議会のときにも議員さんのほうから、今、観光というのは土日じゃなくて土日月だよということで、その辺も休館日について検討するよというご意見いただきました。教育委員会のほうでも、この辺についてちょっと議論したというのは、実は今回の生まれ変わった公民館の施設の設備の機器のほうなんですけれども、特に大ホールにつきましては、やっぱり土曜日曜が一番恐らく多く使われるだろうと、そうするとそれらの可動椅子の点検ですね、こういったものは結構頻繁にしておかないと長くもたないよと、何かというと可動椅子というのは実はワイヤーで前から引っ張るようなものなんですけれども、このワイヤーで引っ張るようなものの調整をきちっと随時しておかないと無理だということで、いろんな施設のほうにも聞いてみたんですけれども、やはり月曜日にすぐ点検をしてチェックするというのが通常ですという意見をいただきましたので、本当であれば火曜日とか水曜日って一時考えたんですけれども、その機器の点検。それからステージの照明機器、今回以前の中央公民館とは違いまして、ある意味本国的なステージの照明設備等になってますので、そういった集中管理機能もパネルでやってますので、そういったものも含めましてきちっと休みを設けて一番多く使った翌日にはすぐに点検し、異常があったらチェックかけるというのが長く稼働させるための1つの秘訣ですというのをアドバイスいただきましたので、今回、月曜日ということで改めて設定させていただきましたので、何分その点につきましては、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういう大きいイベントや何かあったときのいろんな機材を点検する、

それは理想ですね。それをやれば長くはもちますけれども、それはわかるんですよ。でも、業者はそういうふう言うでしょうね。納入業者は。でも、ほかのホテルやそういうことやってますかということなんです。そこまで言うかね。そうではないと思うんです。そういうことで、じゃせめて観光シーズンぐらいは観光交流館のこの部分だけは開けていくというような、そういう意気込みやなにかをもっていかないと、私はいかがかなと思うんです。職員の体調管理、いろんなことを考えれば休むのは一番いいかもしれないですけども、事はこの目的なんです。どうやってつくったのや、何のためにこれをつくったのやということを見ると、やはりその部分のサービスというのは提供していかなければならないのかなと、私は思ったんで、このような質問をしてるわけでありますので、このまま恐らく条例通りまですとこのままなりますから。でも、でもね、やはりほかの施設は、こういうのは365日ほとんど休まないんですよ。それでホテルでもどこでも、この日は休みます、そのときが初めて機械の点検なんですよ。あとはずっと稼働してるわけです。

そういうことで、今、課長が言われるように1日も多く機材とかなんかを、機器類を長く使うためには定期的に休んだほう、それで管理したほうがいいと。それはわかるんですけども、その辺、やはり意識をちょっと、こういう名前使うんだったら、なおさら私はそのように考えていかなければならないと。そういう発想ができなかったのかなということで、意見でもですよ、結論はこの結論で、もうしようがないと思うんですけども、そういう意見出なかったのかなということで私はちょっと残念なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 可動式って椅子の大きいやつなんですよ。あれなんで、ちょっとホテルとかほかのところでは余りない可動式、現場見てもらえば、その機器ということなので安全性を踏まえてそういう話になったと思います。

ただ、確かに観光ということ、交流ということになれば、実際舞台そのものは使うかどうかは別にしてもインフォメーションとかあそこら辺は、今後お客さんとか来てみるということもあるんで、そこは改めて教育課、教育委員会の中でも一回教育委員会開いていただいて議論はしていただけてますけれども、そこも踏まえてある程度利用の状況を見ながら、これはきょう言っぱなしではなくて、改めて状況を把握しながら、極端に言うと夏休みとか夏の時期が一番かなと思いますけれども、そこも踏まえて教育委員会と協議を進めたいと思います。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を

終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第78号松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第79号 松島町母子健康センター設置及び管理に関する条例の廃止
について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第79号松島町母子健康センター設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第79号松島町母子健康センター設置及び管理に関する条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第80号 松島町公民館条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第80号松島町公民館条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第80号松島町公民館条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第81号 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例
の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第81号暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第81号暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第82号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第82号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっと1点だけお聞きしたいんですが、この12、13の附則の2条1項に、2条1項に掲げる額とすると最後のほうにあるわけですが、退職手当の計算のための退職時の給料月額はこうなるんだよと。こいつは1カ月だけですから、1カ月中に退職しなければ元に戻ると、同じだと、こいなふうに理解していいのかですね。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） このただし書きは1カ月分、今回ですと10月ですから10月分だけのただし書き、それ以降については元に戻るといことです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 確かにそうだと思ったんでありますが、ただ、この附則13項、前の副町長は仕事できないからだったのかどうかわかりませんが、前の副町長のときは10%減額してたんす。今の町長になってから、副町長かわってからは減額ないんです。減額なくなった。うんと仕事できる副町長さんだから減額しないでいいのかと、こいなことになるんですが、もしこうやってするんであれば、私も最初から言ったんですが、町長も元に戻したって、今町長ね、20%下げてたから町長は大したもんだなというばか、いないんですよ。町民。下げなくたって下げたって、そんなことは関係ないんです、今。そうしたらね、これは元に戻す方法も町長から言うべきなのではないかなと。副町長と町長の差は、ほんのしれたものなんです。67万4,000円の64万5,000円ですから3万幾らしか違わないんです。1カ月。そして町長は4年間ずっと退職金は、約1年に5カ月分ぐらいずつだから20カ月分ぐらいになるんですか、4年だと。そうすると300万か400万違うわけです。こいづ少なくとももらったからとて退職手当組合全体の中では、何億という中から200万や300万減ったってどっつごどねえわけです。そしたらね、それよりも本気になって仕事していくと、町長、そういうふうな考えをあなたは持たないんですか。最初に約束したから減額するのはいいんです。そして次の年は財政が苦しいからつつったから、そんなことおかしいんでねかと、町長は最初から公約でないのかと私は言ったんですよ。そして2期目は100分の30をそのまま、2年目からですか、100分の20そのまま減額する条例をつくった。けれども、今の村井さんだって1年目は退職金要りませんよと言ったんだけど、2期目のときはそんなこと言わないよと。今度。山形の知事さんは後から言ったらば、何だ今ごろなって言うのおかしいんでないかというので元に戻したり、そいなのあるんですが、そういうふうななにをしてすっきりさせたらいいのではないかと。あなたは金持ちだから要らないんだと思うんですが、ただやっぱりあたりの町長の体面からいっても、宮城県で一番安いんじゃないでしょうかね。そういうふうになったときにそれでいいのかと。世界の松島を誇って世界中を飛び回ってる町長が宮城県一安いと、こいなことになっても、これも余りよくないのではないかなと思うわけですが、町長の考えですね。こいづは。町長の考えを、ちょっとお聞きしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 事実関係から申しましてビリではございませんでした。下から3番目ぐ

らいでした。

私は、前に尾口議員からもご質問受けまして、任期の期間中ずっとカットしていくのかという質問がございまして「カットします」というふうに答えまして、そのつもりです。

まあいろいろな考え方ありまして、いっぱい仕事をしたから、それに比例していっぱいもらってるケースばかりではないわけですし、私としては目いっぱい仕事させていただいておりますが、給料のほうはそこそこといいですか、皆さん方から納得いただける金額で、またこの前、報酬委員会のほうからも、前にですね、少なくともまずいんではないかと。考え方からしてですね、まずいんではないかというふうな話もいただきましたが、私としてはそれで結構ですというふうに思っておりまして、当然松島町の町長としての給料、報酬ですか、報酬としてあるべき金額ということで決まっている金額なんでしょうから、私以外の方々はどうぞそれでやっていただいて結構ですが、私は当初からの約束どおり、やめるまでは20%カットということでやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長がそういう考えであればいいんですが、ただそういうふうなこともあるのではないかなと、こう思ったからなにしたんでありますが、それから一部改正の議案の提案理由に、職員も減額したから俺たちも責任とんねげねんだよというふうなことだと思うんですが、職員は給料の積み上げ方式でありますから、こいつは減額した期間は安くなるわけでしょう。そういうことになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 減額、まあ2カ月、3カ月、4カ月ということで、各10%ですね、これにつきましては、その月10%ずつ安くなるということについては、安くなるということです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私聞いているのは退職金とかの影響を聞いてんですよ。だから給料何カ月か減額しました、10%ずつ減額しました、そして退職金もらうときは給料の額ずっと積み上げていって在職の月数で割って月額計算するわけでしょう。退職金の計算は。そのときにそのまま安くなる、最後まで安くなるのかどうかと。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 退職金の計算につきましては、本来基本となる基本給あります。それで計算をすると。ですから、退職金については何カ月間減額な

った分を計算してやるのではなく、本来もらうべき本俸に対して退職金は計算をするという形になっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 本当なんですか。退職金のやつはね、毎月退職組合に報告してるでしょう。月額。月額は下がるわけでしょう。下がれば下がったのでずっと積み上げていって、40年なら、40年稼いだら40年分積み上げていって、そして月数で割って平均給与月額出すわけでしょう。35万だどが37万とかね。今50万もらってても、ずっと積み上げた額が37万であれば月数で割ると37万で計算される。そのときに4カ月なり5カ月分は少なくなるのではないかと。町長、副町長のは下げないようにしたんでしょう。こいつ。職員は下げてそのまま、職員はしょうがないんだと、悪いから、こいなふうになるのかどうかのために私聞ってるわけです。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 退職時の職員の手当になりますけれども、これは退職時の金額に対して計算をすると。ですから、すぐやめれば別ですけれども、3月、4カ月後に、何年か後に退職すれば、そのときの報酬に対して、給料に対して退職金は計算されると、退職時の金額に対して計算をするという形になります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 退職時の給料でないんですよ。ずっと1カ月ずつ積み上げていくんですよ。私もやめるときはかなりいただいたんです。けれども、私のずっと積み上げて月数で割ったのでは37万幾らで計算される。そして、それに退職共済組合の比率を掛けて退職年金が計算されると、こいなふうになるんですよ。もう少し総務課長ね、その辺は勉強しておかないとうまくないですよ。職員は不利益を持ったらずっと不利益になる。偉い人たちは不利益にならないんだよと。まず。やめても。そいなことになるんですよ。だと思んですが、いかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実は私も最近一回職員を退職したということで、退職金の計算、今簡単なんですよ。積み上げて過去から調べるのではなくて、今現在の号俸、もらってるやつに、あと勤続年数という形で計算をかけて出るとというのが退職金の計算方法なので、ですからこの特別職と同じようにそのときの金額というのが大事、大事というか、基礎となる。基礎計算の額はそうです。尾口議員さんのときには、多分ずっと民間でもそうですけれども積み上

げて、あのとき何ぼだったということで積み上げていって、過去のデータをずっとやってやるということだったとは思うんですけども、今現在はもうその現在の給料、退職するときの給料を基本としてやっていくということです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そいづは退職金でないですか。（「退職金の話です」の声あり）年金に影響するんじゃないですかということです。退職金はわかりました。退職金は私も同じです。最後の給料の、私らとき62.5%ですか、62.5カ月分もらったんです。今59、何ぼになったんですが、そういうふうなことなんですが、年金はそうでねんでないですかと。だから不利益になった人はずっと不利益になる。あとは町長、副町長は不利益回避の手段をとって、退職金だけですが、こいづはね。だから不利益を回避してると、こいなことになるわけで、職員がかわいそうだなと思ったりしてるわけですよ。今度だけです。前にもこれに似たのあったんでないかという気がしてしてるわけですが、それはなんねがったと。まずね。そいなことからいって少し酷だなというふうな気がして今聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） それでは、退職金でありましたけれども、次に年金だそうなので、年金の答弁、熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 年金ということでしたら、確かに年金についてはそういうふう経過というか、今言われたとおりの経緯がたしかあると思います。最初、退職金ということでお答えをさせていただきました。年金については、積み上げだったと思います。今ちょっと確認はしておりますが、そういう計算で行うということです。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第82号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

○議長（櫻井公一君） 日程第 8、議案第83号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第83号松島町町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 4 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第 9、議案第84号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第84号松島町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 8 5 号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第85号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の

声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第85号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第86号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第86号平成25年度松島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 余りないんでありますが、誰もしないんで、余りにもしないんで質問させていただきますが、4ページの地域の元気臨時交付金、これが文化観光交流館と学校給食センターと屋外屋根付多目的で1億7,637万6,000円してるわけでありましたが、この交付金事業はいっぱいあるわけでしょう。事業の中身を見ますと。これしかなかったのか。こいつ執行部だけで検討したんだと思うんでありますが、地域の元気臨時交付金でやんだよと、これだけ教えてもらってる。私らに。ところが、この内容を見てみましたら各省庁全部あるわけですよ。そして松島には、この1億7,637万6,000円しか枠がなかったのかどうか。こいつは24年度補正でやって25年度1年限りになるんですか、この事業は。そうしますと、こんなにある事業の中からすんであれば議会の全員協議会もったりですね、議員懇談会を執行部でやらせてもらったりしてるわけですが、こういうふうな事業があるんだけどもこういうふうなのをしたい、こんなにあるんだよと、事業の内容ね、こんなことぐらいは議会に知らせるべきなのではないかなと、こう思って質問するわけであります。総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、こいつ見たらばね、ただこの事業は計画にあるものでなければならぬと、こういうふうになってるわけです。けれども、計画にあるのは夢みたいな計画でありますから、町の基本計画にしても基本構想から基本計画になった、あの計画に入っていさえす

れば、この事業がやれるわけでしょう。そういうふうな配慮ができなかったのかなと。議員わがねんだがらいんだと、おらほでやってんだがらと、執行権おらほにあんだがらと、こいなことで済ましてんのか。私もこいつ見てびっくりしたんですよ。こんなに事業あるの
にと思っているわけですが、今後こういうふうなことが出てくる可能性あるわけでしょう。
そのときにもやっぱりそうやってすんのがなと。そうずっと情報の共有も何もねんですよ。
二元代表制もなにもない。一元なんだもの、二元でなく。そしておらほの言うごど聞げど。
まず。あとはできねよというだけですから、おたくのほうは。議会の声を聞かないわけです
よ。そういうふうな状況の中でやられて、これは信頼関係をもてといっても、もたれるのな
というふうな気がしたから質問してるわけですが、それに答えてみてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 元気が出る交付金そのものは前年度の単独分に対してと。内訳は企画
調整課長のほうから後で説明いたしますけれども、今回B＆Gのプールのところを解体して
やると、あとは中央公民館の駐車場、大きいのはその2つなんですけれども、あと給食セン
ターですけれども、実際なぜここかという、実際これまでB＆Gのプールであれば体育協
会から毎回要望があったというところで、なかなかできなかったと。財源がなかったという
ことで、一応基本的に財源がなかなか今後もつかめない、ないものを町としては優先的にや
ったと。それが2点と、急ぐところをということでB＆Gのプールは、解体して施設をつく
るのは、この財源しかないであろうと。財政ともいろいろ話して起債とかどうのこうのあり
ましたけれども、それもないということになれば、これを使わなければ永久的にできないと。
中央公民館を改修して、あそこが、テニスコートもありますけれども、今ほとんど使われな
い状態というか、使う状態ではないということもありますから、そこと、あとは駐車場も今
回考えた。財源もないということで、大きくこの2点プラス給食センターの施設設備とい
うことになったところでありまして、あくまでも執行部で単独だんだん進んでいって二元代
表制がないということではなくて、そういうことは一かけらも思っておりませんので、そこ
は誤解のないようにお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 地域の元気臨時交付金、こちらの算定基礎につ
いてご説明申し上げます。

去る3月29日に臨時議会を開催させていただいたときに補正いただきました社会資本整備総
合交付金、それから防災安全交付金という2つの事業があるわけですが、こちらがいわゆる

算定対象事業ということになります。国では正式には国の平成24年度補正予算（第1号）ということでございまして、こちらの町負担分、地方負担分、これに交付率というのが掛けられまして、交付率は財政状況を鑑み国で定めるということになっておりまして、私どもでは0.828125という数字が掛けられまして1億7,637万6,000円ということになりました。

これ1年限りということですが、今のところ1年限りといわれておりますが、ご存じだと思いますが、一応3,986億円ですか、国として予算を取ったんですが、今上がってきたのが1兆2,000億程度ということで、約2,000億ぐらい予算消化しきれていないということで、2次調査ということで国のほうで調査をいたしておりまして増額される、年度内に増額される可能性はないとはいえないという事業ですが、来年度はありません。

それから、ご質問の中に実施計画に乗ってるやつだったら何でも対象になるべというお話でしたが、実施計画の意味合いは私どもの基本構想、基本計画、実施計画の実施計画ではございませんで、5月29日に限度額通知というのがありました。この地域臨時交付金の限度額が先ほど申し上げました1億7,600何がしという数字ですが、これに見合った数字の事業を充てなさいということでした。こちらについては、3月29日に補正予算を取らせていただいた地方負担分にも入れられますが、別の適債事業、こちらをつくって、そちらの事業のほうに充ててもいいということで今副町長が申し上げました事業に充てると。副町長が申し上げました事業というのは、ほとんど補助対象事業としてはメニュー化されておりませんで、こういったフリーハンドで、若干ですが、フリーハンドでできる補助制度があったときに、やっとな手が上げられるものと、さらに緊急性があるものということでございまして、こちらを選択させていただいたということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私はね、その事業内容悪いって言ってんでなく、こういうふうないっぱい事業がある、そして体育協会から申し込まれた、だから、今まで金ねがったからしねがったんだ、そいづを今度金出てきたがらやんだど、議会からいったやつはしねえと、こいなことになってるんじゃないかと。今ね。だからこういうふうな事業内容を、こういうふうな事業内容こんなにあんだよと、ここの中からこういうふうなものを5つなり6つなり出して、そしてこういうふうなのをしたいんだけどもどうなんだと、こういうふうな協議をしなければならぬのではないかと。そいづが情報の共有であり二元代表制のものであるんでないのかなと、こういうふうにして質問してるわけですよ。出てきたのさね、いやこいづだめなんだというふうなことを言ってない。出る前にそういうふうな議会との対話をしなければ

ならないのではないかと、こういうふうなことで質問してるわけです。議員さんたち、わが
んねと思いますよ。何人かの議員はインターネットからとって、そしてこんなにあんだな
いうふうなことを、関心持ってる人は見てると思うんですが、関心のない議員さんは
いないと思うんですが、そういうふうなことだから、今後こういうふうなものがあつときに、
どんなの出てくっかわがんねわけです。こいづだって出てこないと思ったの出てきたわけ
ですから、そうすると今後もそういうふうなものが出てきたときに、一方的に執行者が出して、
そしてこいづ議会議決しないのかと、議決しないのはあんたら悪いんだというふうな言い方
はよろしくないのではないかなと思って質問してるわけで、それに答えてみてください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） なるべく気をつけて、今回も全員協議会で協議事項、報告事項、あ
とは何もないのは懇談会ということで進めておるつもりでしたけれども、今後こういう取りこ
ぼしのないように、なお気をつけて、私は二元代表制ということで情報はある程度共有する
というのが基本ですので、全員協議会の中でもいろんな案件が前よりもふえたとは思いま
すので、そういう形で今後進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、9ページですね。子育て支援事業、報酬は13万5,000円、2
回分ですか、10人だからそんな程度だと思うんですが、委託料取ってますので、業者
さんに任せて業者さんプランニングしたやつ出てくると。全国版ですから全国のやつ、いい
の持ってきてぽんと持ってくると、こいなことだってあり得るわけですよ。けれども執行機
関の附属機関として条例をつくったわけですから、そこの中で吟味してもらわなきゃ
ないわけです。その吟味したのを、委託料なんか出さなくたって自分たちでやれるんでない
かと。業者さんがつくって、つくったやつでやるから委託料委託料ってなるんだと思うん
ですよ。自分たち本気になってやるというふうなことになれば、そういうふうなことが少
なくなるんじゃないかと。本当に地元の自分たちの手づくりのやつをやって、そうすると皆
さんと一緒になって話を聞く、子育ての人たちとか地域の人たち、その施設の人たち、学
験の人たち、その人たちとつぶさに話をして、そいづでまとめると、こいなことならだ
けれども、委託料で皆済んでしまうと。そうするときれいな文章できれいな冊子で出て
くると、そして議会にただ回されると、こういうふうなことになるのではないかなと。
私、基本的なことだけ今申し上げてんですよ。だからそういうふうな考え方をとって
いかなきゃ、今からは。あたりを見て隣の町やってたからでなく、松島町やっから
隣の町もついてくるんだというふう

なことぐらいにならないと、さっぱり偉い人たち、こごさがん首そろえてんですが、その人たちが何やってんだがわがねくなる。人のほうの見て、あつつにあっからいい、こいづやっぺというふうなことではなく、松島町がリーダーシップとりなさいよ。そういうふうにしなければならないのではないかなと、こう思って質問してるわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確かに以前に、しばらく前ですけども、コンサルに頼んで全国金太郎あめのようなレポートがよく出た時期がありまして、それはまずいというふうに私も思っているわけです。

そういった中で育ってきましたので、それで松島町のいろんな計画ございます。震災復興の計画とか観光振興計画とか、最近いっぱいつくってますけれども、そういった中でコンサルさんにこちら側から注文を出して松島町の特徴に合わせた、かつほかの町よりも、金太郎あめでない、当然ですけども金太郎あめでないようなものをつくる。話し合いの時間も結構とっておりますし、よくコンサルさんもそれを聞いていただいて報告書に反映させていただいておると思います。一般的には。だめなコンサルさんもたまにいますけれども、そういった方々には次の回からやめていただいているわけですが、私、調査ものをする際にはできるだけ私自身も意見を言うような場を、最低でも2回から3回については各計画で意見を述べさせてもらって、それをコンサルさんにつくってもらうということをしております。

今、職員でもできるんじゃないかなというふうなお話がありましたが、やはり今の時代状況からしてコンサルさん、民のほうノウハウ、それから知識とかある部分も相当あるんです。職員だけではなかなかやりきれないと。また、レベルも高くなっておりますので、職員だけというのは、これもまた現実的ではないというふうなこともありましてコンサル発注してるということでございます。

ただ、再度申し上げますけれども、その中で金太郎あめにならないように、しっかりと現状の課題、そして計画の方向性、将来の方向性を出すように職員にも言うておりますし、私も言うておりますので、その辺については、ある程度信頼していただいていいんじゃないかなというふうに私は思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、10ページですか、園芸振興費で滑川に行かれる、この予算だと思っておりますが、こんなもんで、需用費と車両と報償費、こんなものなんです、これは漁業者なりなんなり出店するのに負担にならないような対応をしてるのかどうか。町か

ら行くのは旅費もらって行って、あそこではっぴ着て一緒になってわんわん騒ぐんだよと、これはわかるんですが、漁協さんなりなんなりからカキ持っていく、そして売れなかったとか余計売れたとか、採算性がとれるような対応してもらわなければ役場の職員は給料、高い給料もらって行ってるわけですが、あっちはみずから行くわけですから、だからそこら辺も含めて採算性がとれるような対応をここでしてるのかなと。言われたから行ってけろ、行ってけろというようなことでなしに、そういうふうな対応をしてるのかどうかというようなことをお聞きしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際去年も行っております。去年の実績も踏まえて滑川の町長さんから、ぜひともということで言われまして、本当はことし別な行事がダブっているものですから、そちらのほうで当初には予算計上していなかったということでございます。実際売り上げも、あちらの議員さんとか率先して来てもらってまとめて買ってもらうと。実際持っていたものは足りなくなるという状況もあります。それは町民の方もですけども、議員さんとか役場の方、いろんな関係に声をかけてもらって売り上げは予想以上ということがあるんで、今回は去年を踏まえて余計量をもっていかなければならないと。ただ、カキとかそのものがことし少ないということもあるんで、別なもので、対応する数量がですね、しなければならぬということで進めて、考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、17ページです。災害援護資金繰上償還金、これが公債費としてあるんですが、繰り上げ償還の利益というのはどんなものでしょう。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この繰上償還金につきましては、平成24年度に1人、東日本大震災で貸し付けを行いました。それで、この借入額、全体では170万で、本来なら6年の猶予期間あってから償還していい内容でございましたが、本人から申し出がありまして、本人が高齢なために早速この償還を始めさせていただきたいということで、一応今回この28万3,000円になりますが、一応償還分として県のほうに償還するという内容になっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、ちょっと170万って最初聞いたんですが、28万3,000円残っていたんですか、170万借りたうち25年度に借りたんでしょう。（「24年度に借りてます」の声あり）24年度に借りて、そしてこのなには何年間なんですか。公債費ですから何年かあるわけでしょう。

う。ただ、28万3,000円で170万借り入れ全部終わるというふうなことです。今までどのくらい、24年度に借りたんなら25年度、まず第1年目になるわけですか。どんなふうになっているんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 一応これ170万で、半年賦で5年、6年、5年償還、半年賦で一応28万3,000円となって、1年で……。

○議長（櫻井公一君） じゃ、ちょっと答弁整理させますから、ちょっとそこでちゃんと計算機使って。（「休憩」の声あり）

休憩という声もありますので、それでは、ここで1時間たちましたので休憩を挟みたいと思います。

再開を14時15分といたします。

午後2時03分 休 憩

午後2時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、9番尾口慶悦議員の答弁から入ります。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 大変申しわけございませんでした。

この方は24年度にこの東日本大震災による災害援護資金として借り受けをしたわけでございます。それで金額が170万借り受けしました。それで本来この制度においては、6年間据え置いてから払っていいですよということになっていたんです。本来なら平成31年から償還すればいいものなんです。一応償還期間は3年というふうに決まっているんですが、その償還期間の中身については、1年後、一応3年、半年賦ということで返すということで、半年賦の額が28万3,000円。それが一応前倒しでことしから払いたいということで、年1回ずつこれから支払われるということになって、一応今年度、この補正で一応取りましたが、あと後半にもまた納められると思いますので、それを3月にまた補正という形で県のほうに返すという中身になります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そいなふうに説明されればわがんだけれども、繰り上げ償還というのは一般的に町のやつだと全部払ってしまうと、繰り上げ償還すると、こいなことになるわけでしょう。こいづ6年間ずっといくんだけれども、据え置き期間を短縮して払い始めたと、こ

いなことですか。わかりました。そういうふうな説明をしないと、課長わがんねんでは誰もわかる人いない。役場で。悪いけれども。そんなことでお聞きしたわけです。

大体は、あとは余り時間も時間ですからなんですが、ちょっと地方債の補正で地方公共団体金融機構資金、こいなのあるわけでありましたが、皆さんおわかりにならないんでねがと思うんです。俺ばりわがってだと思って言ってんではないんですよ。こういうふうなものの借入れ利子は、ここのときは利率の、そいなところが見直しを行ったときは、その利率になんだよと、こういってるわけでありましたが、これは昔は公営企業金融公庫があったのが、20年から地方共同の金融機構としてこういうふうなものが出てきたというふうなことなんですが、議員さん方わがらなければ、こいなのも資料としてつけて、初めて見る人だっていると思うんですよ。こういうふうなもの。それでそういうふうなのが必要なのではないかなと。より以上に議会には資料を出して見っぺ見ないでなく、見てもらわなければならないわけだけでも、見てもらうための努力を局長あたりに言って、そして局長が、財政のことだければ局長が議長より権限あるわけですから、財政支出についてはね。そういうことですよ。町長の委任事項は、金については局長しか処理できないわけですから。だからそういうふうな人たちに私ら教えてもらおうと、こういうふうな態勢をとることが必要なのではないかなと、こう思いまして質問したわけであります。

あとは、終わります。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 地方債の補正の件ですけれども、今回はあくまでも補正だということで、補正する部分が仮庁舎事業費に係る、説明しましたけれども起債の増額と、額の変更ということの内容であります。そして、ただ文言に関しても尾口議員さん言うのはわかりますけれども、今そこまで補正の段階で変更する必要はないのではないかと。それと、今まで国の書類とか県のほうに書類出しますけれども、今までの表現上問題はなかったということもありましたので、今あくまでも額の補正ということで、このような書き方にさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それでは、他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 3つほどお聞きしたいんですが、文化観光交流館の駐車場整備ということで工事費で4,800万ほど計上されてるんですが、この間、この交流館の関係で大分工事請負契約の変更もしておりますし、トータルでこの間交流館建設にどれぐらいの費用が今回の工

事費も含めてかかるのかという全体像を教えてください、ということなんですが、よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まず、公民館の大規模改修工事ですね、これが6億7,000万近くになってますけれども、これにあと新たに工事として行うのがこの駐車場のみでございまして、これで文化観光交流館、旧中央公民館の改修の一切を終わるということで事業を進めております。ですので、今回のこの補正予算が最終ということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうすると、6億7,000万というお話ありましたけれども、これは大規模改修の後に出てきた公民館の周辺のタイルの張りかえですか、そういったものやなんかも全部入ってると、こういうことになるのか。

それから、先ほどお聞きした小ホール関係ですね。これは、ほとんどもう予算的にはかからないと、手をつけないと、こういうことなのかどうか、そこだけちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この母子健康センターですね、前の、これの屋根の雨漏りの補修、これも終わりました、天井の張りかえも行いました。今現在留守家庭が入ってますので、留守家庭が、もし児童館が完成してそちらに移転した場合は、じゅうたん、カーペット、これらについては、当然張りかえはしなきゃいけないかなというふうには思ってます、それらの費用は若干今後は発生はするとは思ってますけれども、本体である公民館等の改修、それからあと外周の環境整備、こういったものについては、今回で最終というふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

それから、ページ16ページだと思います。その他公共施設で集会所の修繕といいますか、これを進めると、ということなんですが、ここの説明欄には後小泉のサブセンター、初原のコミュニティーセンター、小ヶ谷支館他と、ということで2,000万円の予算を組んでるんですが、大体それぞれ集会所ごとにどの程度の予算の積み上げをしてるのかというのがあれば、その辺についても教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 総額で2,000万ということでありまして、

備考には「他」ということで明記させていただいてます。ここに記載してる、例えばコミュニティーとかというのは大体地震とか震災で傷んでこのぐらいかかるんじゃないかというのがきてます。ほかについては、それら全部足すと2,000万までは当然至りません。それで主要事業説明書に集会施設の位置図みたいなのをつけさせていただきましたけれども、集会施設はこのほかに全体で30カ所ぐらいありますので、今後、各震災で手をかけてない施設も、海側はちょっと除いてあれですけども山手側はほとんど手がかかってない状態であります。ということで、今後、各地域といろいろその辺のお話をさせていただきながらこの辺は進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうすると、この後小泉、初原、小ヶ谷とここに書いてあるものを含めて、それぞれどの集会所に幾らという積算的なものはひとつもないんですか。その積算があれば、そこを教えてほしいということをお願いしたんです。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 私どもに入ってるものであくまでも見積もり程度です。例えば北小泉であれば何百万とか、あと初原コミュニティーだと壁ということで何百万かというオーダーでは入ってきております。そのぐらいでして、あとほかの施設は、まだこれから現場のほうに入らせて、いろいろ調整していきたいと。2つここに書いてありますけれども、これ書いてある概算で数百万ぐらいかなというふうに見てます。そのほかについては、これから各地域といろいろ調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） これも議会報告会で、私ら第2班ということで北小泉地区のほうにお伺いしたときに、後小泉のサブセンター、大変な状態になってるんですよということでお話がありまして、何とか早期に直してくださいと、こういうお話ありました。遅きに失したのではないかという気はしないわけではないですが、とりあえずこういう形で集会所の復旧工事がやられるということなんですが、サブセンターなどは大分状況が実際に見ると大変だという内容だと思ってまいりました。玄関ですね、入り口から向かって右側のほう、台所あるいはトイレ、こういったものがあるほうがかなり下がってるかなと。地盤が下がってるかなと。そのために建物も傾いてると。窓とか玄関の戸とか、こういうものがすき間が出ているという、そういう状態になってました。ですから、私、相当きちんと直すとなれば経費的にかか

るのかなというふうに思っ見てきたんですが、その辺今のお話ですと4、500万ぐらいの予算、ここだけでも取ってるのかなというふうにも今聞いてて思ったんですが、実際に見ておられるんでしょうから、おおよそでいいので大変な金額として大きくかかるのはどこで、どのぐらいなのかというところがあれば教えてください。具体的、もう少し具体的に教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 現場のほうを私ども見させていただきました。全体的に見ますと、まあ私が見る限りでは下がったのは盛り土箇所かというふうに見てます。それから、盛り土が下がったゆえに水回りが下がらなかったのか浮いたのか、当然基礎、それから玄関から水回りについては、水はけも悪いのかちょっとあれなんで床、床と^{とこ}いいですか、そこがだめだとか、それから鍵が閉まらないとか窓が云々という細かいのはあるようですけれども、全体通してやると下だけ上げればいいものじゃなく、ジャッキアップとかって上までやってしまうと1,000万ぐらいの金はいくだろうと見ました。

ただ、そこまでするとすごく大きなことになるので、やっぱり最低的には水回りとか玄関とか窓とか外気に直接触れるようなところ、この辺は最初に考えていきたい、見てということで、上げるとちょっと桁、屋根も直す、下もジャッキアップかけるとなるとちょっと桁違ってしまうので、一応最小限としては外気と直接触れない、あと水回りとかを見て、さっき別のほうも、壁もありましたけれども、大体4、500万ぐらいで、その辺は環境整備できればなというふうに見ております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 初原はたしか去年も修繕していると思うので、今回また修繕するというこうことになれば大分また新しい建物ですからきれいに直るのかなと思うんですが、サブセンター、後小泉のサブセンターについては、古いということもあって基礎が、盛り土が下がって傾いてるということで、とにかく私行ったときにちょうど丸いの持っていたので置いてみたらころころころころ転がるんですよ。そのぐらい傾いてるわけですから、多分あそこに行った人たちは、めまいはしないかもしれないけれども傾いてるということで、やっぱりうんと気になるんじゃないかなと思うんです。水回り、台所、そしてトイレですからね。トイレの便器も床から数センチ浮いてました。そういう状況ですから、本当に若干手を加えたというだけで済む内容なのかなと思っても見てきたんです。

そういう点では、今回ここで一応復旧工事をするということなんですが、ある意味本格的に

改修という内容も含めてやらないと本当にきちんと直るのかなという気がしてきたんですが、大丈夫なんですかね。私ら専門家でないんで、その辺きちんと直してもらえればいいんですがね。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） きちんと直すという、今回災害復旧ということで、震災を受けて被災を受けたということで基本的な考え方で財源的な手当もかかるということにしています。

ただ、きちんとやるというふうになると多分、さっきジャッキアップして基礎をつくり直して云々かんぬんという、多分つくるぐらいの経費かかるんでないかなと。多分上げると屋根、多分影響なければいいかなと思ってみたり、いろんなことあるんで、結構それなりの費用はかかるだろうと見てました。ですが、やっぱりここで一応災害復旧で財源手当もこういうことだということですので、最小限外気、あと床もちょっと手かけなきゃなんないかと思えますけれども、水回り、この辺を基本的に考えて、本格的なところについては、ちょっと桁変わってしまうので、それはまたちょっと時間をかけてという形になろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 蛇ヶ崎の集会所は古い建物手を加えてやって、フェンスも張って大体700万ぐらい、こういう金額であのぐらいになっているわけです。ですから、それなりに手を加えればあそこの集会所もそういうものに倣うような形のものになるのかなと思います。ぜひ住民の人たちが期待する内容で直していただくように、これは私のほうからもお願いをしておきたいなというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

それから、次なんですが、道路ですね、3,000万円でしたっけか、ありました。これも北小泉地区の山崎地区の道路の舗装ということで、これも議会報告会の際に出ました。何年、何回議員さん言っても、さっぱり実現しないんでないかと、こう言われていたものが今回やっとこういうふうに舗装がされると。本当によかったなと。次行ったときは、行くかどうかわかりませんが、喜ばれる内容になるのかなというふうに思っているわけですが、ただこういう地域要望のあるところというのはまだまだいっぱいあると思うんです。ほかにも未舗装のままに戸数が少ないために、あるいはいろいろ道路の筆界の関係であるとかあって舗装できないでいるところがあるとは思いますが、やはりそういうところをきちんと舗装していくということを町として考える必要性はあると思うんです。どごどごの議員さんだからこっちは早くやったわと、こういうふうに言われないように、やはり公平に、そういう意味で

は砂利道も含めて現在の砂利道も舗装していくという考え方が必要だと思うので、この道路の舗装についても、そういう意味では優先順位をやっぱり設けていくという考え方がやっぱりきちんとあるべきだと思うんです。

ところが、そういうこと何回申し上げても、その辺が明快になって出てこない。何だかわからないけれども今度はこっちやることになりましたよと、こういうふうになってる状況にあるんじゃないかと思うんです。そういう点では、執行部側としてはきちんと年次計画なりなんなりをもって、次はこちらの地区ですよと、次はこの路線ですよというこうとがいえるようなものをつくって議会にも示していただければと、こんなふうと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回の舗装につきましては、復興交付金事業で町全体の中でも南部ですね、松島、それから高城、磯崎、手樽ということで200億近く、道路だけではないんですけれども整備がされるという中で、北部どうなのかという中で、ほとんど復興事業については入っていないということで、全体バランス考えていきますとそちらのほうにも同じような形で投資をしていって整備をしていくべきだろうという考え方は大きくありまして、やっていくということが1つございます。

それと、地域要望の中でも同じよう区長会の中でも、5年たってもさっぱ舗装もしてけねみたいな話もございますので、そういった部分では今回補正で応えられるのかなということでありまして、復興交付金事業と全体の中でその影響の範囲もありまして、それにあわせて舗装もといった部分と、今回砂利道の部分も復興交付金の中で計画して、一応舗装していく部分とかありますので、そういった形で全体を整理しながら、優先順位というのは今でも前につくった優先順位というものはあるんですけれども、それを改めて見直して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 復興交付金事業云々ではないんです、私言ってるのは。町の単独事業なわけですから、そういうものを町内でもやっぱり同じような状況の中で舗装してほしいなと思ってる住民の人たちはたくさんいるですよと、そういうところの住民の皆さんの期待にぜひ応えるようにしてほしいと、こういうことなんです。住民の人たちは、おらほいづななんだべなといつでも思ってるわけですよ。ですから、こころの路線についてはいつごろまでにやりますよとか、こころの路線についてはいつまでですよということも含めて、その計画

を示すべきではないのかと。そういうものがあれば議会にぜひ示してほしいと。私、示したことあるといったんですけども、何だか見た記憶がちょっとないものですからお聞きしてんですが、もしあるのであれば、もう一回そういうものをいただければというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 議会のほうには示しておりますが、内部的には優先順位をつけて持っているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） なかなかその優先順位つけたものを外に出してしまうといろいろと面倒だということもあるのかなという気はするんですが、いつまでも気をもんでなくてないわけです。住民の人はわからないと。ですから、やっぱりその辺整理して出せないものなんですか。内部的に持っても住民の人たちは何もわかんないわけですから、ぜひそういうものを示してほしいと思うんですが。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 前にも今野議員にはご指摘を受けまして、私も庁舎内でそういったものを資料としてきっちり持てよというふうな指示したんで今みたいな話になってますが、お話のように公表できるものもありますし、また公表するとかえって問題を複雑にするようなこともありますので、ケースによってお見せする場合もあるというような取り扱いにはなっております。

あと、かつ、これまで財政的な制約等もありまして、特に震災前にあつては、本当は重要な路線なんだけれどもなかなかできないというようなことがありました。それで今回は何でこういう、集会施設の補修を含めてなんですが、今回は先ほど課長も申しましたように沿岸部の方々だけに手厚い措置というふうな結果としてはなってしまった部分がありますので、これは単費を注ぎ込んでも全体的に均衡のとれたサービスを行うという必要を感じたために補正で上げさせていただいたわけでございます。

また、今後、それではしからばどういうふうにするのかということですけども、各地域、各行政区の道路整備につきましては、実は区長さん方から一応順番をつけていただいて、これこれこれというふうな資料をいただいております、基本的にはそれをそっくりそのまま各行政区の順番ということをつくっております。行政区から出てきてるものですから、公表して絶対だめということはないだろうというふうに思いますので、先ほど申しましたちょっと

修正する部分はあるかとは思いますが、資料として最低でも次はここですよと、ここは何年以内でございますよというふうなものを出すように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ぜひ、私は、わからないわけではないですよ。混乱が生じる可能性だって当然あると思ってますから。ただ、本当にわからないままいるとなおさら何してけでんのやと、こういうことになるという側面もありますので、ぜひある程度のものは出していただいて、住民にもそういうものをできるだけ、取り組まないではないんだと、取り組んでいくんだということやっていただければというふうにお願いをして終わりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第86号平成25年度松島町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第87号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第87号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ついてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 1点だけお伺いしますが、7ページですか、一般被保険者療養給付費、補正が1億3,200万、当初予算から見て13.2%の伸び。それから高額療養費、一般被保険者高額療養費3,057万、33%も伸びてる。今の段階でこういうふうな伸びを示すのはどういうふうなことなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費、それぞれなんですけど、これにつきましては、当初予算編成させていただいたときに、一応過去5年間の平均額を出させていただいて経緯がありました。しかし、8月までの支出状況を見ますと、震災前の一応伸びというか、そういったものに戻ってきたというふうなことで、この医療費の部分で多少の減額が生じてくるということで、今回おのおの補正をさせていただくところでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから今の段階で、9月の段階でこんなに伸びるということは、過去3年平均でなくどんどん3年前、1年前ですね、どんどん上がってきてただければ、過去3年でなくしなきゃいけないわけでしょう。毎年こういうふうにやってるわけですから、過去3年でやったっけだめだから、また上がってきた、また上がってきたと、だから過去3年でなしにそういうふうな対応をしなきゃなかったのではないのでしょうかということなんです。今、4、5、6、7、8、9でしょう。6カ月でしょう。6カ月で33%も入れなきゃない、予算を入れなきゃないと、こういうふうなことはいかなるものでしょうかなと、こういうふうなことなんです。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 確かにご指摘されるとおりでございまして、一応当初予算のときにもう少し幅をもった形での伸びを見ればよかったなと今ちょっと見ているところです。今後このような予算組むときには、そのようなちょっと幅広いあれでちょっともっていききたいというふうには思ってます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 役場で民間人に医者にかかるわけですから、こいづまで役場でしっかりした額を定めろって私言ってんでないんですよ。ただ、3年前、2年前、1年前としてみても、どんどんこうやって伸びてるんだとすれば、3年間の平均だなんていうことこそナンセンスなんです。だからそういうふうな対応をしなきゃならなかったのではないかと、当初の予算のときにね。そういうふうな考え方でお聞きしてんですね。そういうふうな対応を今後してほしいと申し上げておきます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第87号平成25年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第88号 平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第88号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これもですね、後期高齢者医療広域連合納付金52万3,000円だけなんです。今の段階で広域連合納付金を52万3,000円納めなければならない根拠は何なんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 広域高齢医療広域連合納付金につきましては、これは平成24年度の減免保険料収納額に対する後期高齢広域連合への払い込み精算分となりまして、この金額になっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これはそうすると24年度分の……（「はい」の声あり）24年度分の払い切れなかった分があったと。（「はい」の声あり）こいなことですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 24年度、これに係る分の精算金ということで精算、払い込みの精算分になりまして、ご指摘のとおり一応払い切れなかったをこちらで払うということになります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だとすれば、説明書きにそういうふうな、ほかのやつはそういうふうな書き方してるでしょう。国保も過年度分療養交付金返還金、被保険者還付金24年度分、こう

いうのがあるわけでしょう。こういうふうなのは説明書きにやっぱり書くべきなんではないでしょうか。補正、今ごろ52万3,000円、何で出すんだと、こいなことをしたら今24年度分の返還金だというふうな計算をして6月に決算、5月に出納閉鎖をして精算してみたらもってもらうどごあったがらよごせよと、こいなことなんでしょう。そうだとすれば、やっぱりそういうふうな書き方をしたらいいのではないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今後このような内容をちょっと精査させていただきまして、対応させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第88号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第89号 平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第89号平成25年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第89号平成25年度松島町介護保険特別会計

補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第１５ 議案第９０号 平成２５年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第２号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第90号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第90号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第１６ 議案第９１号 平成２５年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第１号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第91号平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君） 教えていただきたいんですが、３ページですか、借換債ですね、これは前にはどのぐらいの利子で借りて……（「区有財産」の声あり）区有すか、ちょっと済みません。

○議長（櫻井公一君） 区有財産について何か質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第91号平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第92号 平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第92号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 済みません。3ページの借換債なんですけど、余り高い利子のやつなかったような気がしたんですが、どのぐらいの利子のやつを借換債で前のやつ返還したのか。その差額は借換債を受けて前のやつを払うと、こいなことになるのだと思うんですが、どのぐらいの利幅があるのか、借換債をしたことによってですね。ちょっとお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） それでは、お答え申し上げます。

借りかえ前は4.25から4.9%の利率がございました。これが昭和62年の資本費平準化債から平成6年度まで借りたうちの9件ございました。その9件の今回借りかえを行うものでございまして、借りかえによりまして借りかえ後の利率は、一応0.3から0.6%を予定してございます。それに伴います利子低減額といたしましては、6,723万3,000円ほどになる見込みというところでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第92号平成25年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会とします。

再開は、9月10日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後2時55分 散 会